HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国民事裁判の構造変容をめぐる一考察：「馬錫五裁判方式」からの離脱のプロセス
Author(s)	武, 鴻雁
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 11, 77-108
Issue Date	2005-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22345
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_P77-108.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国民事裁判の構造変容をめぐる一考察

——「馬錫五裁判方式」からの離脱のプロセス——

武　鴻雁（ぶ　こうえん）

目　次

はじめに …… 78
第一章　「馬錫五裁判方式」とは何か …… 79
　第一節　根拠地における「馬錫五裁判方式」 …… 79
　第二節　「馬錫五裁判方式」の特徴 …… 81
　第三節　西洋法的な民事裁判との対比 …… 83
第二章　建国後における「馬錫五裁判方式」の継承 …… 86
　第一節　1960年代までの民事裁判 …… 86
　第二節　文革後の民事訴訟手続 …… 89
第三章　民事裁判構造の変容 …… 90
　第一節　民事裁判方式改革の動き …… 90
　第二節　民事訴訟制度の改革 …… 91
　第三節　現在の民事裁判の実態 …… 94
終　　章 …… 97
　一．なぜ「馬錫五裁判方式」がまだ存続しているか …… 97
　二．「馬錫五裁判方式」をめぐる学説 …… 100
　まとめ …… 101

はじめに

現代中国の民事裁判の特徴は革命根拠地[1]時代に形成されたといわれる。それは,「馬錫五(ばしゃくご)裁判方式」と呼ばれている裁判の様式である。「中国の裁判は40年代の根拠地において著名な裁判員馬錫五が生み出したことから,今日馬錫五裁判方式と呼ばれている裁判形態に非常な影響をうけているが,それは裁判員がみずから現地へ出かけて行き,大衆の中に入って調査・研究し,裁判にあたっては大衆を集めて発言させ,その意見に耳を傾け,可能な限り説得と教育によって調停による合意が得られるよう努力し,どうしても合意が成立しないときにのみ判決を下すというやり方を指し,大衆路線に基づく司法工作の模範とされたのであった」[2]といわれている。

そして,「建国後の長い時期において公式的な民事訴訟法規が制定されていなかったが,馬錫五裁判方式は実務において基本的に維持されてきて,さらに『大衆に依拠し調査研究して現地で解決し調停を主とする』という民事裁判方針[3]として定式されていた」[4]。

さらに,1982年の中華人民共和国民事訴訟法(試行)では,「巡回審理」「現地裁判」「調停を重んじる」[5]が民事訴訟の基本原則として規定された。現行の中華人民共和国民事訴訟法の第121条でも「人民法院の民事事件の審理は,必要に基づいて巡回審理を行い,現地で事件を処理する」と規定されており,「この規定は馬錫五裁判方式の趣旨が表れたものである」[6]といわれている。このように長期間にわたって,中国では「馬錫五裁判方式」が見習うべき民事裁判の理想的なかたち[7]として積極的に評価され,「中国の民事裁判の手本となった」[8]といわれていたのである。

要するに,「馬錫五裁判方式」は根拠地においてはじめられ,そして中華人民共和国民事裁判制度および実務に取り入れられ,中国民事裁判構造の特質として認識されるようになったのである。

一転,1980年代の後半から驚異的な経済発展を遂げ,裁判による規律を必要とする民事紛争の増加に伴い,民事裁判方式改革と呼ばれる動きが生じた。民事裁判方式改革の範囲が広がり,かつその程度が深まるにつれて,中国の民事裁判構造が原理的に転換しようとしているといわれ,「新しい民事裁判方式が馬錫五裁判方式に取って代わられ,中国の民事裁判構造は馬錫五裁判方式と全く反対の方向に改革されようとしている」[9]という議論が出ている。

とは言え,これまでに,民事裁判方式改革はもう十年以上も続けられているが,法制度の上には西洋法が備える「不告不理」,「一事不再理」などの基本的な法原理がまだ取り入れられていないし,現在の民事裁判の運用における具体的なケースを考察するなら,まだ「馬錫五裁判方式」の匂いも強く漂っているのである。

それでは,従来の民事裁判構造の特質が現れるものとしての「馬錫五裁判方式」とは一体いかなるものであろうか。改革により民事裁判構造がどう変わろうとしているのであろうか。そうした変容が引き起こされた原因は何なのだろうか。なぜ「馬錫五裁判方式」はまだ完全に姿を消さないのであろうか。一連の疑問がわいてくる。

そこで,本稿は次の三つの問題を明らかにすることを課題として論を進めたい。第一は,「馬錫五裁判方式」が高く評価された「優れた」点はどこにあったか。そして,西洋法型の民事訴訟と対比して,「馬錫五裁判方式」には如何なる構造上の特質がみられるのかを解明することである。第二は,制度規範と実務における具体的な実例を素材としながら,民事裁判方式改革のプロセスを検討し,「馬錫五裁判方式」がまだ現在もどの場面で存続しているかを検証することである。第三は,民事裁判構造にかかわる中国的な独特な法的思考パターンおよび司法のあり方としてどのような要素があるのかを浮き彫りにすることである。

以上で述べた課題にとりくむことには,少なくとも次の二つの意義があると考えている。

第一に,中国法の特質は表面の制度面から把握するだけでは全面的に理解することができないが,本稿ではそのような特質を「馬錫五裁判方式」

に即して，現実の民事裁判の姿に焦点をあてて考察するものである。

第二に，1990年代以来，中国では，『依法治国』(法に従う支配)というスローガンがかつてないほど強調されはじめたが，民事裁判の構造変容を考察することにより，中国の法治発展が如何なる段階にあるかを明らかにすることができると思われる。

第一章　「馬錫五裁判方式」とは何か

中国では長期にわたって，いわゆる「馬錫五裁判方式」が民事裁判の手本となっていたが，それは一体いかなるものであったのだろうか。

「馬錫五裁判方式」は1940年代，陝甘寧辺区[10]の根拠地で案出されたのであるが，本章はまず根拠地における「馬錫五裁判方式」について素描し，その特徴を明らかにする。その上で，西洋法的な民事裁判の原理との比較の視角から，「馬錫五裁判方式」の裁判構造について考察したい。

第一節　根拠地における「馬錫五裁判方式」

一.「馬錫五裁判方式」の実態

1944年1月6日，陝甘寧辺区主席の林伯渠は施政活動報告の中で，「訴訟手続には人民の便宜をはからなければならない。大衆を教育するために，馬錫五同志の裁判方式を提唱する」ことを提起した[11]。さらに同年3月13日付の『解放日報』では，「馬錫五同志の裁判方式」という社説が発表され，根拠地司法のこの新しい創造について述べられていた[12]。

「馬錫五裁判方式」の創造者の馬錫五（1898－1962）は，1935年に共産党の党員になって，抗日戦争の時期に陝甘寧辺区隴東分区の副専員，専員[13]に任じ，1943年から陝甘寧辺区高等法院隴東分区の分廷廷長[14]を兼任して，1946年に陝甘寧辺区高等法院長になった。中華人民共和国建国後，馬錫五は最初に最高人民法院西北分院の院長に任じ，1954年に最高人民法院副院長になった。馬錫五は中国共産党の主席であった毛沢東に「人民大衆に奉仕する優れた裁判官である」と賞賛された[15]。

次に『解放日報』の社説が取り扱った三つの具体的事例を紹介し，この極めて独特な裁判方式がいかに展開され，それによって事件がどのように解決されたか，そのプロセスを示してみたい。

(1)　封捧婚姻上訴事件

これは1943年のことであった。ある日，陝甘寧辺区隴東分区の専員と陝甘寧辺区高等法院隴東分区の分廷廷長を兼任している馬錫五が華池県を巡視していたときに，封捧という二十歳の田舎娘がやってきて，道で彼に出会うと，県政府の下した判決に対して，口頭で上訴した。馬専員は路上でこれを受理した。

事件の次第は次の通りであった。1928年に，封捧の父封彦貴は張金才との間で封捧を張金才の次子張柏と結婚させる約束したが，娘が大きくなると，封彦貴は結納金を取りたいために，1942年5月に張家に対して婚約の取り消しを要求しながら，他の金持ちに封捧を嫁にやると約束した。張家は県司法処に訴えて，封彦貴の二回目の婚約を取り消す判決を得た。1943年2月，偶然の機会で封捧は張柏と出会って，張柏と結婚したいと言い出すようになった。しかし，3月に封彦貴はさらに他の人に娘をやることにした。そこで，張金才は怒って，同族の者を集め，夜半，封家に押し寄せ，封捧をかつぎかえり，張柏の嫁にした。封彦貴が県司法処に訴えた結果，封捧と張柏との婚姻無効の判決が下された。

封捧の上訴を受けた馬専員は村の幹部から詳しく事情を聞いたほか，付近の農家を訪ね回って意見を聞いた。双方の家のやり方についてはいずれも非難がなされたが，似合いの若夫婦に対して生木を引き裂くような原判決を支持する者は一人も無い。そして馬専員は封捧の友達を通して彼女の本心をきき出し，彼女が死んでも張柏と結婚しようという気持ちであることを知った。

事件の真相をよく把握している馬専員は県司法処の責任者とともに，村役場で第二審の公開審理を行った。馬専員は始めに当事者を訊問し，それ

から傍聴の民衆に意見を発表させた。その所論が馬専員の考えと一致したところで，判決は下された。①封捧，張柏の婚姻は有効である。②同姓の者を集め，夜半，封家に押し寄せ，封捧をかつぎかえった張金才を有期懲役に処す。③封彦貴が娘を物として売りとばしたので，労役[16]に処す。

この判決は違法行為を懲罰し，正しい婚姻関係を保護している。情理にかない，懲罰を受ける者には罰せられて当然であることを悟らせ，封捧，張柏に幸せを与え，大衆をも納得させた。特に裁判を通じて根拠地の政策を宣伝し，古い思想，古い習慣を批判し，大衆を教育したとして高い評価を得た[17]。

これは馬錫五により処理された最も有名な事件である。1950年代には，この事件は伝統演劇である評劇の出し物『劉巧児』に改編され，全国で上演されて，数多くの人々に知られようになった。

(2) 二つの土地紛争事件

ある事件において，県司法処が争いとなった事実について，事件の現場へ調査に行かずに判決を下したことがあった。当事者は県司法処の判決に不服で，辺区高等法院隴東分区の分廷に上訴した。法廷で当事者双方は各自の主張を陳述した。当事者の話しだけでは，客観的な事実を確定できないので，馬錫五は石推事[18]を事件の現場に派遣した。石推事と県，区，郷の幹部[19]および現地の大衆により調停チームが構成された。調停チームは土地を測り，争いの経緯を調査し，隣家の意見を聞いた。そして，二十人が参加する弁論会が行われ，大衆は当事者の前で事実を挙げ，道理を説いた。最後は，被告が徹底的に反省するようになり，過ちを認めた。当事者双方は裁判官と大衆の意見を受け入れて，和解した。

またもう一つの事件では，国民党法院の裁判官は汚職し，賄賂をとって，全く理不尽な判決を下した。根拠地政府が成立した後，当事者は県司法処に土地所有権の確定について訴訟を提起した。県司法処は忙しくて，事件を処理する暇がなかったので，事件を放置していた。この状況を知った馬錫五は，再度，石推事を事件の現場に派遣した。石推事は県政府の幹部と一緒に，現地の長老，郷紳および当事者の隣人を招集して懇談会を行い，事件の経緯を議論した。そして，一同は一緒に地形を観察し，土地を測量した。さらに石推事は判決について幹部たちと討議し，大衆の意見も聴取した。後で，石推事と幹部，大衆は二組に分かれて，それぞれ双方当事者に対し，その意向を打診し，調停を試みた。最後は，当事者が調停案に納得し，石推事は調停案に基づき判決を下した。結局，二つの事件はこうして抜本的に解決された。

当時，土地紛争事件が非常に多かったため，馬錫五はいつも率先して大衆のなかに深く入り，事件の起こった場所で農民と一緒に生産に参加しながら，広い範囲にわたって綿密に調査した。ゆえに民間の事情によく通じており，大衆に心から愛され，信頼されて，複雑な事件に対しでも，確実に事実をつかめ，迅速的に解決できた。このような裁判は大衆の連帯や生産回復と発展に大きな役割を果たしたといわれた[20]。

二.「馬錫五裁判方式」の根拠地における展開[21]

陝甘寧辺区主席の林伯渠の報告および『解放日報』の「馬錫五同志の裁判方式」という社説が発表されてから，辺区各級政府は「馬錫五裁判方式」を推し広めることに努め，司法幹部はみずから現場に出かけて行き，調査し，民間紛争を処理するようになったという。馬錫五的な裁判官がしだいに増えてきて，『解放日報』はそうした優れた裁判官を各辺区に紹介し，「馬錫五裁判方式」の普及，拡大がはかられた。1944年7月21日付の『解放日報』では「馬錫五裁判方式および民間調停が各地で盛んに行われている ── 合水県の王県長が農村に入り，土地紛争事件を調停する」という記事が発表されたという。そして同年8月27日に「張専員が赤水県へ赴き，大衆のために事件を調停する」という事例が報道された。また，9月16日には「裁判官奥海清は模範的な裁判官である」という文章で，「奥海清は民間の慣習にしたがって事件を処理し，当事者双方に納得させることを原則として裁判を行っている。彼は当事者を教育することに重きをおいて，裁判と調停とを結び付ける新しい方

式をうちたてた」と紹介された。さらに，1945年10月には辺区で司法活動会議が行われ，ここで林伯渠は「馬錫五裁判方式」を推し広めることによって収めた大きな成果について報告したとされる。

「馬錫裁判方式」が普及すると同時に調停活動も強力に推し進められた。1943年，陝甘寧辺区政府では「調停活動を普及させることについての指示」が公布され，同年辺区の高等人民法院でも「調停方法を実行して，司法活動の態度を改善し，人民の訴訟を減少させることの指示」を公布した。これより以後，調停活動は広範的に展開され，大きな成果を収めたという。調停活動の形式には二種類があった。一つは「馬錫五裁判方式」的な司法機関による調停であり，他は民間調停であった。「馬錫五裁判方式」の普及に伴い，司法機関の調停と民間調停とは融合し，司法機関が調停するとき民間人に頼り，裁判官が民間の調停人に対して党の政策法令に従うよう指導を与え，民間の調停人が司法機関に調停結果を報告し，指示と意見を求めることになった。

「馬錫五裁判方式」は陝甘寧辺区だけでなく，ほかの辺区でも推し広められ，のちに根拠地の司法活動を特徴うけるスタイルとなっていった。馬錫五に案出された「馬錫五裁判方式」は，各地の拡大するにともない，その内容がさらに豊かになっていった。こうして当時の民事訴訟に関する政策，法令とあわせて，根拠地の新しい司法を象徴する民事裁判のかたちが形成された[22]。

第二節　「馬錫五裁判方式」の特徴

本節は，「馬錫五裁判方式」の実態に即し，それについてのさまざまな議論をまとめ，根拠地時代の民事訴訟に関する指示，報告なども参照しながら，「馬錫五裁判方式」の特徴を整理してみたい。

一．現地裁判

これは裁判官が紛争の現場へ赴き，大衆の中に深く入り込み，職権で争いの経緯を調べ，証拠を集め，大衆と一緒に事件を処理することである。具体的に現地裁判とは，一審は「現地審理」（一審裁判官が紛争の現場に赴き，裁判するやり方），二審は「巡回裁判」（二審裁判機関がその管轄区域内で裁判官を派遣し，農村を巡回させ事件を処理させるやりかた）がおこなわれていた[23]。

現地裁判は根拠地の司法活動における大衆路線が民事裁判で具体的に反映されたものである。「毛沢東が『司法もみんな一緒にやろう。裁判官は大衆に依拠し，裁判をおこなわなければならない』と指示した。馬錫五裁判方式とはこの指示の通りに大衆を動員し，大衆と一緒に事件を処理する方式である」[24]といわれている。馬錫五本人は「国民党，またブルジョア国家の裁判は「坐堂問案」――実際から，大衆から離れて，法院だけで事件を審理する唯心主義的，主観主義的なやり方であるが，これと反対に，われわれの司法機関は大衆に依拠し，紛争の現場で事件を処理する」[25]と述べている。

そして，現地裁判は「実事求是」[26]の精神から出発したものである。1944年に晋察冀辺区行政委員会の「司法制度改善に関する決定」は，「司法活動上の調査研究，実事求是という民主的な態度を確立すべきである。辺区高等法院および各県司法処は巡回審理，現地裁判の制度を打ち立てらなければならない」[27]と指示した。「馬錫五裁判方式」について，「馬錫五は実事求是の原則に基づいて，如何なる事件に対しても大衆の中に深く入り，客観的，全面的に調査研究し，事件に関わるすべての証拠を収集する。数年にわたって，裁判活動の経験は馬錫五裁判方式が正しいことを証明している」[28]と言われた。

二．調停を主とすること

「馬錫五裁判方式」の調停とは，職権的な調査研究によって十分に事実が明らかになることを前提として，裁判官の主宰の下に，現地の大衆に依拠して，説得と教育によって，双方当事者の合意がえられるように紛争を解決することである。

調停には，原告・被告の感情を害さず，事件を速やかに徹底的に解決し，大衆の団結を強めるという利点があると考えられた[29]。そして，馬錫五は「調停は紛争を解決すると同時に教育にも役に立つ」と述べ，「広範な大衆に対して教育し，党の政

策法令を宣伝することはわれわれの重要な任務である。教育の意味がある事件を全て現地審理，巡回裁判などの方式によって処理しなければならない」[30] と明言した。調停を通じて当事者をはじめとする一般大衆に政治的教育を行うことが強調された。

調停の具体的な方法は，状況に即し創意を発揮すべきであるとされる。通常は，まず大衆を訪ね，当事者に個別尋問する。そして大衆を集めて座談会を行う。この際大衆に対しては事件の経緯を十分説明し，また会議の雰囲気をやわらげ，彼らが胸襟を開いて自由に語りうるようにする。それとともに当事者およびまわりの大衆は政府の政策および法令の意義を具体的な事件を通じて，深く認識するようになる。さらに裁判官は大衆と一緒に特定の解決案について，当事者を説得する。当事者がやむをえず解決案を受け入れて，これから紛争を起こさないよう表明したら，事件が円満的に解決されたとみなされる。

社会の安定を維持し，大衆に教育を行うために，調停により処理できる事件は判決によって処理してはならないというのが「馬錫五裁判方式」の特徴である[31]。1943 年から実施され始めた陝甘寧辺区民刑事件調停条例では，「すべての民事紛争に対して，調停を行わなければならない」[32] と規定された。さらに，「調停を主として，判決を補助的な手段とする」という方針が指示され，調停による事件の終結率が裁判官を評価する基準となった[33]。それによって現実の調停においてはさまざまな形で強制が働いており，裁判官が権利を主張する当事者を抑え，執拗に説得して，妥協的な解決に持っていくことが広くおこなわれていた[34]。

三．政策・法令・情理を裁判の準則とすること

「馬錫五裁判方式」は政府の政策法令に従うと同時に，大衆の慣習，世論，事件の具体的な事情にも配慮した[35] といわれた。

根拠地では，「司法機関が民刑事件を処理する根拠は中国共産党中央委員会および辺区政府が国内外の客観情勢と実際活動のニーズに応じて公布した法的性質を持つ綱領・決議・決定・布告および法令である。これはすべて中国共産党の各時期の路線・政策によって制定されたものである」[36] いわれた。

そして，「民間の矛盾と紛争を正しく処理することには，政策法令および大衆の要望にかなうことが大切である」[37] と強調された。大衆の要望にかなうというのは，世論の動向と当事者の気持ちを理解し，大衆の慣習を配慮することである[38] と考えられた。「馬錫五裁判方式」の優れた点として特に賞賛されたのも，その解決案が当事者双方ともを満足させ，まわりの人々に納得しうることである[39]。すなわち，政策法令に従うと同時に，大衆に「入情入理」と認められる[40] のが，裁判に求められたことである。

1944 年 3 月に公布された根拠地晋冀魯豫辺区の太岳区暫定司法制度[41] では，民事事件を処理する準則について，「①当事者双方の階級関係。②だれの請求が政策法令にかない，だれの請求が政策法令にかわないか。③だれの請求が抗日活動および根拠地の農業生産に有利で，だれの請求がそれとくいちがうか」などの問題をはっきり認識しなければならない[42] と規定された。そして，具体的な例が取り上げられ，「女性の利益を保護し，夫が妻を虐げることを禁止すると同時に，男性の利益も配慮すべきである。離婚事件では裁判官は離婚の請求を承認しない場合は，将来この夫婦の間によい婚姻関係ができるように確保しなければならない」[43] といわれた。

ここでは，根拠地の革命活動と根拠地の発展に有利か否かが裁判の準則となり，そして事件の背景的な，周辺的な事情を配慮し，過去に生じた事実だけでなく，さらに将来の発生可能性のある事態にも積極的に影響を与えることがめざされていたことがわかる。要するに，政策，法令，情理によって事件に最も相応しい解決方法をとるのが「馬錫五の裁判方式」の特徴である。

四．形式に拘らない手続

「馬錫五の裁判方式は非常に便利的であり，法廷に座ったまま裁判するのではなく，事情によってさまざまな簡素な方式で裁判を行う。彼は朝に，

夜に，山の上で，川辺で，いつでも，どこでも大衆の求めに応じて，事件を審理する。封捧婚姻上訴事件では封捧が道端で彼に出会い，すぐに樹の下で訴訟を提起したのである」[44] といわれた。

裁判手続について，「ブルジョアの社会では反動的な法律家が極めて詳しい裁判規則を作り上げ，その法律が労働者を圧迫し貧乏人を拘束するが，これと反対に，人民に便利で金のかからぬことが根拠地の裁判の特色であり，国民党の法院で貧しく弱き者が常にしいたげられていたことがすっかり変容した」[45] と対比的に紹介されている。

根拠地では当事者は訴訟費用を支払ったり，また訴状を書く必要もなかったのである。馬錫五は論文[46] で「裁判手続の改革」について，次のように述べていた。「陝甘寧辺区各級司法機関の訴訟手続は形式に拘らず，人民の便宜をはかり，非常に簡素なものであった。人民大衆が一審，二審の司法機関に対し，民刑訴訟を提起するとき，口頭でも，書面でも同じ効力がある。また，当事者は裁判官に訴状を書かせることができる。そのうえ，訴訟費用は全て免除された」。

そして，判決書の専門化も避けられた。陝甘寧辺区主席の林伯渠は「司法活動を改善することについて」(1944 年)[47] という報告のなかで「紋切り型の判決書を廃止し，判決書を平易的に書かなければならない」と述べていた。前出の「太岳区暫定司法制度」(1944 年) でも「判決書は誰にもわかりやすい言葉を使い，法律専門用語を減らさなければならない」[48] と規定された。

以上のような特徴を持つ「馬錫五裁判方式」は「裁判と調停とを結びつける裁判方式」[49] であり，「一言でいえば司法活動における大衆路線が具体的に現れたものである」[50] といわれた。

第三節　西洋法的な民事裁判との対比

——「馬錫五裁判方式」の裁判構造——

「馬錫五裁判方式」は西洋法的な民事裁判と比べて，どのような特色を持っているか，以下では「馬錫五裁判方式」の裁判構造を検討する。

一．「超」職権主義的な裁判

訴訟という局面において，裁判所と当事者との何れに多くの主導権をみとめるかにより，訴訟のありかたは当事者主義と職権主義とに分けることができる。「馬錫五裁判方式」に妥当するのはどちらであろうか。

1．訴訟資料の収集・提出を全て裁判所の権能かつ責任とする

訴訟資料の収集・提出について，日本の民事訴訟においては原則として妥当しているのは弁論主義である。弁論主義とは訴訟資料の収集・提出を当事者の権能かつ責任とする法原理をいう。そして職権探知主義とは訴訟資料の収集・提出を裁判所の権能かつ責任とする建て前をいい，弁論主義と対置されるものである[51]。だが，職権探知主義の原則が妥当する日本の人事訴訟などの実務においても，実務関係者によれば，「訴訟資料の収集，提出は現実には第一次的には当事者の責任においてなされ，また理論的には訴訟資料の収集，提出に裁判所の職権探知義務があるとしても，裁判実務上は，裁判所の釈明ないし示唆などにより結果的に当事者の責任においてその収集，提出に当たるといえるのである」[52] といわれる。従って，職権探知主義の概念は，実は日本の民事訴訟においてはただ当事者が提出していない事実を裁判の基礎にしてもよい，ないし職権で証拠の収集を行ってもよいということを内容にするところにとどまっている[53] といわれている。

他方，「馬錫五裁判方式」はどうなっているであろうか。第一節で挙げた一つの土地紛争事件で，上訴された原因は一審で裁判官が現場に行かず事案の真相を徹底的に究明しなかったことにあると指摘されている。1942 年の「晋察冀辺区行政委員会活動報告」では，「裁判とは真実を明らかにすることであるため，裁判要員は事件に関わる全てのことを調査し，資料と証拠を収集しなければならない」[54] と記されている。「事件の資料はできるだけ収集しなければならない。調査により事実が明らかになるまで，法廷で裁判を行ってはならない」[55] という指示もあった。つまり，裁判官が全面

的に証拠を収集し，事実を調査することに努めるのが，「馬錫五裁判方式」の特徴である。これは，通常の職権探知主義の範囲をはるかに超えていたと言いうる。

2．「不告不理」原則への批判

日本の民事裁判では訴訟は当事者の申立てにより開始し，裁判所は当事者の申しての範囲内で，しかも当事者が訴訟による解決を求めているかぎりにおいて裁判を行うことができるという処分権主義が採用されている。つまり，当事者が自ら訴訟による解決を図る，かつその訴訟を処分することが認められているのである。

ところが，馬錫五の時代には「訴えなければ裁判なし」という「不告不理」の原則が正面から批判された。44年5月の「晋察冀辺区行政委員会の司法制度を改善することに関する決定」[56]では，「司法活動をより一層大衆に奉仕するものとし，司法幹部の大衆的観点を強化し，『民は訴えないかぎり，官は追及せず（民不挙，官不究）』などの思想を徹底的に批判し，司法活動において調査研究の民主的手法をうちたてるため」の制度改革について規定した。このような方針を積極的に実践する典型としての二審裁判官の馬錫五は，「毎年何回も各県に行き，巡回して，何か揉め事，あるいは一審判決の誤りを発見したら，すぐ解決し，是正する」[57]のであった。つまり，当事者が訴訟を提起していなくても裁判所は事件としてとりあげ，当事者に判決を与え，また当事者が不服を表明していない部分であっても，二審裁判所は誤りがないかどうかを審査するのである。

こうした裁判のやり方に対して，中国のある学者は「民事訴訟における超職権主義現象」と指摘した[58]。

二．「教諭的調停」

1．判決の調停的性格

1944年の陝甘寧辺区政府の司法活動に関する指示では，「判決は調停のもう一つの顔である。筋の通った判決なら当事者双方ともが納得できるはずである」[59]と述べられている。

第一節で挙げた具体的なケースをみると，こうした言説の意味が理解できる。ここでは判決というものが，説得，教育によって当事者が受け入れる調停案と同じものなのである。馬錫五自身は「調停することできなかった事件も調査研究し，状況が熟するのをまって，理非曲直が明らかになり大多数の大衆の考え方・意見が一致した所で再び判決する。このような判決は政策法令に適い，大衆も納得できる」[60]と述べている。近代西洋法的な民事裁判の判決は，当事者双方の権利を確定して，一方が勝訴し一方が敗訴するという結果をもたらすものである。こういうような前提は「馬錫五裁判方式」にはあてはまらなかったのである。換言すれば，「馬錫五裁判方式」の判決は，その性格から言えば当事者に解決案を納得させ，紛争を終結させる一種類の調停ととらえるべきものであろう。

2．「合意の強制」と説得，教育

「馬錫五裁判方式」の調停は裁判における調停であるが，その外観は日本の訴訟上の和解に似ている。訴訟上の和解とは訴訟の係属中に裁判所（受訴裁判所，受命裁判官，受託裁判官）の面前で訴訟を終了させる目的をもって，訴訟の当事者が訴訟物である権利または法律関係に関して互いにその主張を譲歩して，争いを解決する合意である[61]。こうした紛争解決は当事者の私的な権利の処分であって，第三者の権威を背景にした後見的な干渉は最初からそこに入る余地はないとされる。「馬錫五裁判方式」の下での調停では当事者に対する説得教育が強調され，特定の解決案を強くすすめ，当事者の妥協を執拗に迫るといった「合意の強制」[62]が出現しやすい。結局，「当事者双方は裁判官の調停案を受けいれざるをえない」[63]のである。

滋賀秀三教授は，清代中国の法と裁判に関する研究で，伝統中国の裁判は「本質的には調停であったというべきであろう」[64]と述べた。そして，「ただし，調停といっても，それは決して当事者間の和解を容易ならしめるためにする口添え，受け入れると否とは当事者の意思次第である雰囲気においてなされる提案であったわけではない」，「説得的，教育的，教訓的要素が顕著であった」と指摘し，

清代中国の裁判の性格が教諭的調停であったと結論した[65]。

中国の法学者は「『馬錫五裁判方式』は民事訴訟のひとつのモデルとして中国伝統的な民間紛争解決方式を直接に継承した」[66]と述べている。具体的な紛争処理プロセスをみれば,「馬錫五裁判方式」の特質は「教諭的調停」とまさにそっくり符合するのであろう。

三．個別主義的な事件処理

1．実定法の欠如

国民党の法律が人民大衆を弾圧するものであるが，根拠地ではこれを継承利用することが基本的に断絶され，共産党政府の政策法令が裁判の準拠になっていた[67]といわれている。こうした状況の下で，成文法の欠如は問題となった。例えば，陝甘寧辺区では，民事の実体法として婚姻条例（二十二ヶ条，1939年），民事手続法として軍民訴訟暫定条例（十三ヶ条，1943年）および「民刑事件調停条例」（十二ヶ条，1943年）しか制定されなかった。この程度の成文法があるだけでは，法による裁判はありえなかったのであろう。

2．個別主義的処理

具体的な民事事件の処理について，馬錫五の「陝甘寧辺区高等法院活動報告」（1948年）[68]では，以下のように記されている。「民事事件を審理するとき，私人の利益より公的利益を優先し，裕福な者が貧困な者を助けることを原則として，労働大衆の利益を保護しなければならない」。「債務事件を処理するには双方の生活状態に配慮するのが原則である。債務者が裕福であれば，原本および利息をすべて弁済すると判決する。債権者が裕福で債務者が貧困であれば，債権者に対し弁済額の減額，あるいは，弁済猶予するよう説得する。これは，裕福者が貧困者を助ける原則である」。

「馬錫五裁判方式」の裁判構造は社会の中に予め客観化されたルールとしてある法源を発見し，それを個別事案へ一律公平に適用して，双方の権利義務を認定することを理念として掲げる西洋法的な民事裁判とは全く違い，裁判の現場で個々の事件における個別の事情に応じてその都度に導入される情理や政策の内容によって処理されたものである。

四．手続規範の不在

1．手続価値の無視

西洋法的な裁判における訴訟手続が当事者主義を基調とするうえに，裁判所と当事者双方との主な訴訟行為を権利義務として捉え，明確な手続規範で規制する構造を持つのである。手続の保障は判決の正統性ひいては裁判全体の正統性を支えるもっとも重要な要素であり，西洋法的な裁判を可能ならしめる必要不可欠な正統性原理となっているといえる[69]。

「馬錫五裁判方式」では，当事者の納得あるいは納得の表示が重要視され，手続の価値が無視されたのである。

馬錫五の論文で，「馬錫五の裁判方式」について国民党の裁判と対比して，以下のように紹介されていた。「国民党の反動的裁判手続は，反人民性から出発しているので，形式性と煩瑣性を持ち，道理があってもお金のない者は裁判所に入れない」。「辺区の裁判では，できる限り人民に便利なように，その手続の簡易迅速であることが強調された」。要するに，「ブルジョア民事訴訟法典の通有性である固定した形式性，素人を排除する煩瑣性をまぬかれて，合理的能率的なあくまでも人民に便利なものとして作用しなければならない」[70]とされていたのである。

2．際限なき裁判の蒸し返し

西洋法的な民事裁判では判決内容を終局的に確定させ，法的安定をはかることにしなければ，民事訴訟の制度目的を達成することはできないし，同じ紛争が繰り返し裁判所にもちこまれることを排除しておくことが制度内在的要請であるが，「馬錫五裁判方式」では，「判決の確定」が実は存在しなかったのである。「判決が下された事件で，新しい事実を発見したら，当事者は法院に対し，再審を申請することができる。法院は判決の誤りを発見したら，当事者の申請を待たず職権で再審を行わなければならない」[71]とされていた。また，「判決の誤りを審査し，是正することが必要である。こ

れは人民司法機関が人民に責任を負い，客観的な事実を追求する精神を表したものであり，反動司法機関の『一事不再理』などの論点とはっきり異なるところである」[72] といわれた。

3．裁判官の中立性欠如

根拠地の民事裁判について「われわれの裁判は従来裁判官が当事者と接触せず，主観的に判断する方式とは全く異なる」[73] といわれる。つまり現地裁判，巡回裁判などによって，裁判官は当事者と個別に接触することが多く，当事者と別々に懇談し，事実を調査したり，説得，教育したりするのである。ここでは，裁判官が当事者との関係を密接にすることが重視され，中立性を失うことは恐れられてはいなかったのである。

以上の検討により，「馬錫五裁判方式」の裁判構造が明らかになったのであろう。ここで留意しなければならないのは，「馬錫五裁判方式」と西洋法的な裁判とでは裁判構造が原理的に異なるということである。しかし，西洋法的な民事裁判が「判決よる紛争解決」であり，「馬錫五裁判方式」が「合意による紛争解決」であるとはいえない。西洋法的な裁判においても当事者の主体性・自律性を傷つけない限り，合意による解決ができれば，このうえないものと考えられる。「馬錫五裁判方式」は当事者の納得あるいは納得の表示が裁判の中心となり，実体と手続の両方において明確な規範の欠如を特徴として，状況と裁量に依存する構造を有していた。このような裁判構造は当事者の主体性・自律性を生み出し，かつそれを促進しうる制度上の保障が欠如していたため，常に隠された強制による当事者合意の形骸化という危険がつきまとうことになった[74]

第二章　建国後における「馬錫五裁判方式」の継承

中華人民共和国建国後の長い時期において正式の民事訴訟法規は制定されていなかった。実務においては「馬錫五裁判方式」が基本的に維持され，さらに「大衆に依拠し，調査研究して，現地で解決し，調停を主とする」というテーゼが民事裁判の方針として定式化されていた。本章では中華人民共和国における「馬錫五裁判方式」の継承を概観する。最高人民法院の民事裁判についての規定における「馬錫五裁判方式」と関わる部分にも触れたい。

第一節　1960年代までの民事裁判

一．「馬錫五裁判方式」の推移

1950年7月に行われていた第一回全国司法会議で「司法活動の大衆路線」が根拠地裁判の経験として提唱された[75]。さらに，会議の主旨を貫徹するために，同年11月3日に中央人民政府は全国各級政府および司法機関に対して「人民司法活動を強化することについての指示」を出し，民事裁判について「司法機関は国民党の形式主義，主観主義な作風を批判し，大衆路線を貫徹し，大衆に依拠し，大衆と連繋し，大衆に便利な裁判方式を打ち立てらなければならない」[76] と強調した。

そして，1952年6月から1953年2月にかけて，全国で司法機関の活動手法を改めることを中心とする司法改革運動が展開された。これにより国民党の旧法観点と旧法作風，官僚主義的な裁判のやり方が厳しく批判されて，新中国の司法機関に勤めていた国民党時代の裁判要員の大部分は「人民の司法機関」から追放された。司法改革運動は新中国の人民司法の基礎固めであり，これによって根拠地の司法伝統は強固なものとして全国に拡充されていったのである[77]。

引き続き，1953年4月に第二回全国司法会議が行われていた。「会議の決定」では，「大衆に依拠し，現地で調査研究し，速やかに事件を処理するために，各県の人民法院は巡回法廷を派遣し，巡回裁判を行われなければならない。巡回法廷は軽微な刑事事件および民事事件を処理すると同時に，民間の調停活動を指導し，人民大衆に対して政策法律を宣伝・教育しなければならない」[78] と規定された。

1957年から1960までの間に，「大躍進」[79]，「反右

派闘争」[80]などの政治運動は相次いで行われ，司法活動にも大きな影響を与えた。それにより，「馬錫五裁判方式」にどのような影響を与えたかをみることは，次の問題のところに譲る。

1960年代の前半，民事裁判の領域で大衆路線は続いて提唱されていた。1963年7月に第一回全国民事裁判活動会議が行われていた。会議の成果として，同年8月に最高人民法院の「民事裁判活動における幾つかの問題についての意見」が公布され，「調査研究し，現地で解決し，調停を主とする」という民事裁判活動の方針が出された[81]。1964年に，この方針はさらに，「大衆に依拠し，調査研究を行い，現地で解決し，調停を主とする」[82]という十六文字（依靠群衆，調査研究，就地解決，調解為主）の方針へ発展した。

二．「馬錫五裁判方式」と「反右派闘争」・「大躍進」運動

1．「反右派闘争」における「馬錫五裁判方式」をめぐる論争

1957年に知識人に対して党への批判を含む大胆な言論を歓迎する方針が打ち出され，一部の法学者は大衆路線の裁判方式に対して，いくたの非難を加えた。法律家中心論・法制完備論・裁判独立論・法廷中心論などの「右派分子」の議論に対して，一転して，「反右派闘争」で，強い反撃が行われた。

不告不理や一事不再理をはじめ国民党の手続法を継承しようという右翼法律家の主張に対して，「国民党司法の反動性」が批判された。例えば，「国民党法院の裁判で，原告も被告も，自分の主張を書いて法院に提出しなければならないとされていた。そして法廷で弁論が行われるとき，法院は当事者双方に立証責任を負わせる。これは国民党法院の人民大衆にあらゆる難癖をつける手続である」。「国民党の訴訟法では，当事者の主張の範囲内で裁判すると規定され，また判決確定した後で誤りがあっても当事者の再審請求を拒絶するとされていた。これは国民党が人民大衆の訴訟権利を剝奪する規定である」[83]と批判された。

一部の右派人物は大衆路線の裁判方式が「農村の作風」「不正規」であり，「法廷の尊厳を失わせ，審理の質を保証しがたい」と指摘し，司法機関の「特殊性」と裁判の専門化を主張した。これに対して，駁論した論文が掲載された[84]。「大衆路線の裁判方式は主観主義的な判断を避け，事件を迅速的に処理し，人民に共産党の政策教育を強化し，紛争の激化を減らすことができる」などの利点を挙げた。

また，「いまの裁判官が法律の知識を全く身に付けていない」などの議論に対して，「確かに司法幹部の大部分は大学に入ったことがない。しかし，法は少数人の頭の中と書物に書いてあるものではない。人民大衆の生産闘争と階級闘争によってつくり出した経験こそ人民民主法制の源泉である」といわれた[85]。結局，「司法活動における大衆路線を堅持するか否か，人民大衆に奉仕するか否かは，革命の司法幹部と右派人物とをはっきり区切する基準である」[86]とされたのである。

2．「大躍進」における「馬錫五裁判方式」の実態

『人民司法工作在躍進』[87]という本に集められた論文によれば，「大躍進」のとき，民事裁判は三つの現地（現地調査，現地裁判，現地宣伝），三つの結合（労働者と共に食い，共に住み，共に労働する），四つの服務（裁判は政治に奉仕し，党の中心活動に奉仕し，生産に奉仕し，大衆に奉仕する）を旨とすべきだとされていた。当事者が法院に往復時間を減少させ，訴訟のために仕事の邪魔をしてはならないとして，一審法院のみならず，二審法院でも広く現地裁判するようになり，裁判官は労働者と共に食い，共に住み，共に働き，生産に参加しながら裁判を行う。このような裁判方式によって，民事裁判の効率は数倍ないし十数倍となり，革命生産の大躍進を保障したといわれた。

1958年に，司法大躍進における「馬錫五裁判方式」を継承する模範として，河北省のある人民法庭の裁判官劉澤鈞の裁判経験が喧伝された[88]。その経験は主に三つの点がある。第一は，司法活動は共産党の指導・命令に絶対に服従することである。人民法庭の活動について，いつも党の組織に報告し，特に難しい事件を処理するとき党の組織

に指示を仰ぎ，党の支持に支えられる。第二は，司法活動は大衆に依拠することである。第三点は，司法活動は党の中心活動に奉仕しなければならないことである。裁判官は政治と社会の情勢に応じ，党の中心活動をめぐって仕事の中心を転換すべきである。これは，具体的には「八つの結合」と表現された。すなわち，民事裁判が党の中心活動と結合し，労働生産と結合し，大衆の弁論と結合し，党の政策を宣伝，教育することと結合し，犯罪を防止して紛争を減少させることと結合し，行政機関の活動と結合し，党の政策を貫徹することと結合し，現地の生産と革命活動に建議を提出することと結合することである[89]。ここで，民事裁判が現実の政治に基づいて行われることが強調された。

三．最高人民法院の民事訴訟に関する規定

中華人民共和国が成立してから，1982 年に中華人民共和国民事訴訟法（試行）が施行されるまでの間，民事訴訟法典の公布をみるに至らなかった。その制定の計画はあったが，一向に実現せず，民事訴訟の手続に関する規範は人民法院組織法の中の関係規定，最高人民法院と最高人民検察院の「司法解釈」[90]，国務院あるいはその関係部門の発布する一般的指導性をもつ指示もしくは通報などによって構成されていた。

1956 年 10 月 17 日に最高人民法院は「各級人民法院民事事件の裁判手続総括」[91] を作成，配布した。さらに，1957 に最高人民法院は「各級人民法院民事事件の裁判手続総括」を条文化して，「民事事件裁判手続（草稿）」[92]（以下「草稿」という）を作成した。しかし，「反右派闘争」運動において，ブルジョア民事訴訟手続の形式性，煩瑣性が批判され，「大躍進」の間，民事裁判手続の様式が各地の人民法院がそれぞれの創意を発揮することにより，事件ごとにその形式も異なるほどさまざまであった。こうした状況の下で，結局「草稿」は通達されなかった[93]。

調査と証拠の収集について，「草稿」6 条で「証拠は当事者がこれを提出しなければならない。人民法院は事実関係を解明するために必要であるとき，証拠の収集，調査を自ら行うべきであり，鑑定をすることもできる」と規定された。当事者に証拠の提出義務を負わせると同時に，事実の探知について人民法院にも権限をあたえていたのである。現地裁判については，24 条で「普通は第一審事件を人民法院の法廷で行う。人民に教育するために，当事者の所在地或いは紛争の発生地で審理することができる」と規定された。調停については，「事実関係が明らかであってかつ和解の可能性がある事件に対して，事案の審理を担当する裁判要員が調停を試みることができる。しかし，婚姻事件を除いて調停は訴訟において行われなければならない手続ではなく，調停を行っておかなければ裁判ができないことはない。調停を法廷で行うことができるし，法廷外で行うこともできる」と規定された。調停を主とするもしくは優先することは強調されなかったのである。

「草稿」は，次の第二節で述べる 1979 年 2 月の同法院の「民事事件の裁判手続に関する規定（試行）」と比べると，その内容において「馬錫五裁判方式」の強調がそれほど強くないように見受ける。これはおそらく当時中国社会で政治情勢[94] に対応するものであろう。

「反右派闘争」，「大躍進」運動を経て，1963 年 8 月最高人民法院は「民事裁判活動における幾つかの問題についての意見」（以下「意見」という）[95] を公布した。

「意見」では「『調査研究を行い，現地で解決し，調停を主とする』という方針は民事裁判活動の基本的な方式であり，毛沢東の人民内部の矛盾を正しく処理する問題についての理論および共産党の大衆路線が民事裁判活動で具体的に表されたものである」と述べている。調査研究について，「意見」は「事実を明らかにし是非をはっきり区別するために，現地に行って調査研究しなければならない。調査研究するとき，大衆の意見を集めて討議の上で迅速且つ有効な処理方式をとることができる」と述べた。そして，「現地で解決するとき，大衆と現地の党の組織に依拠し，党の中心任務および現地の中心活動と結合しなければならない。現地で解決することは大衆に便利を提供し，生産にプラ

スで，党の政策を宣伝することもできる」といわれた。さらに，「調停は民事事件を処理する基本的な方式である。調停で解決することのできる全ての事件では判決の形式を用いてはならない」と強調した。

1960年代までの民事裁判では，正式の民事訴訟手続規範が施行されなかった。「馬錫五裁判方式」が民事裁判活動の基調とされていたといえよう。

第二節　文革後の民事訴訟手続

1966年から1976年にかけて，「文化大革命」が行われ，人民法院はプロレタリアート独裁の機関として，反革命などの刑事事件に力を集中し，民事事件は大部分が大衆組織および当事者の職場によって処理され，人民法院の受理した民事事件は一時期ゼロに近付いたといわれる[96]。

民事裁判活動は「文化大革命」の長い停滞期間を経て，1978年ごろから，急速に回復しはじめた。これをうけて，1979年2月に最高人民法院は第二回全国民事裁判活動会議において「民事事件の裁判手続に関する規定（試行）」[97]（以下は「規定」という）を公布した。これで民事訴訟法制定までの暫定的な制度化が実現された。

「規定」では「大衆に依拠し，調査研究を行い，現地で解決し，調停を主とする」と言う方針が維持された。以下では，具体的な条文について簡単に紹介し，文革直後の民事訴訟手続の特徴を整理しておきたい。

一．大衆路線と調査研究の強調

規定では「事件の調査と財産保全の措置」という項目が設けられ，事件調査について次ぎのように詳しく規定された。「裁判要員もしくは合議廷は事件の審理の任務を受けてから訴訟に関する資料を仔細に閲覧した上で，現地へ赴き，大衆と現地の関係組織に依拠して事件の事実関係を調べなければならない。調査研究は大衆路線と実事求是の原則を堅持し，主観的な臆断を避け，事実を明らかにし，是非をはっきり区別しなければならない。調査につき，原告・被告の一般的な情況，紛争発生の時間，場所，原因，経緯，結果および双方の争っている焦点を究明し，関連性のある証拠資料，大衆と現地の関係組織の責任者の意見を集めなければならない。当事者と利害関係を持つ人々の提供した証拠材料および矛盾しあう材料に対して綿密に分析，吟味，チェックしなければならない。当事者，証人，一般民衆および当事者の所属する組織に対する調査は個別的訪問，座談会などの形でおこなうことができる」。そして「裁判」については，「事実を明らかにした後で調停が成立しなかった事件は政策法律に従い，大衆の意見を聴取し，判決を下す」と規定された。

57年の「草稿」は当事者に証拠の提出義務を負わせ，必要と認めたとき人民法院も事実探知の権力を持つと規定した。それと比べると，「規定」は事実の探知について人民法院にもっと強力な権限を与えて，個人，一般大衆および関係組織に対する協力義務を定め，当事者に証拠の提出義務を負わせていなかった点が特徴である。そして，事実の調査においても，裁判においても，大衆に依拠することが強調されていた。

二．現地で裁判し，調停を主とする原則

「規定」では「調停」という項目が設けられ，具体的に次のように規定された。「民事事件の処理は調停を主とするという方針を堅持しなければならない。調停で解決することのできるすべての事件では判決の形式を用いてはならない。たとえ判決が必要になる事件であるとしても，通常まず調停を行うべきである。離婚事件は必ず調停の段階を経なければならない，調停はできるかぎり現地で行われる」。「調停は政策，法律にしたがって，団結・批判・団結の原則によって，大衆と関係組織に依拠し，当事者に対して政策，法律，政治などについて教育し，話し合いによって事件を解決しなければならない」。

「事件の審理」については，「規定」では「事件の審理は法廷で行うもしくは現地で行うことができる」，「大衆に対して重要な教育的意義がある事件では大衆を集めて，審理に参加させることができる」と規定された。

「規定」は57年の「草稿」を修訂し，民事裁判

の手続を詳細に規定した[98]といわれ，「規定」の公布によって中国民事訴訟が新しい段階に入ってきた[99]と評価されたが，それは根拠地における「馬錫五裁判方式」および建国後の民事裁判の特徴を条文化したものであると考えられる。ここで，「大衆に依拠し，調査研究を行い，現地で解決し，調停を主とする」という方針については明文で規定されたが，訴訟進行における当事者双方および裁判所の役割分担に関する権利義務などの手続構造については何も規定していない。

第三章　民事裁判構造の変容

1980年代に入り，中国の民事訴訟のあり方に大きな変化をもたらした二つの出来事が起こった。一つは，制度面においての変貌である。1982年に民事訴訟法（試行）[100]が施行され，さらに1991年には民事訴訟法が公布され，訴訟手続が法律により明確に規定された。そして最近は「最高人民法院が『司法解釈』の名で出してきた一連の訴訟規則を通して，中国民事訴訟の制度的枠組みはすでに大きく民訴法のそれからはみ出ており，何か一つ新しいものを形成しつつあるかのような観を呈してきた」[101]。もう一つは実務における民事裁判方式の改革である。80年代後半から，全国各地の人民法院では民事裁判方式の改革とよばれる動きが活発化しはじめた。そして90年代に入ると市場経済システムを打ち立てることが決定され，民事裁判方式の改革の程度はより深まりを見せるようになった。

本章はまず民事裁判方式改革の動きと民事訴訟制度の改革を概観する。そして裁判実務における幾つかの例を取り上げ，「馬錫五裁判方式」がまだ現在もどの場面で存続しているかを示す。

第一節　民事裁判方式改革の動き

一．従来の民事裁判構造の弊害

1980年代後半から，経済の活性化をはかる経済システムの改革，開放政策の下における経済規模の拡大，国営企業内部における管理・経営権の下部への委譲，従来想定していなかった非社会主義的な多様な経済主体の発展などに伴い，民事紛争は大量に増加した。

従来，人民法院が取り扱う民事事件が非常に少なかったため，裁判官が紛争の現場に行って，調査を行い，証拠を収集し，調停を行うことが可能であった。そして職権で証拠を収集し，現場で裁判を行うため，当事者が証拠を提出し，法院に通う必用がなかったのである。それによって，当事者が仕事に集中することができ，民事裁判の効率が高められたといわれた。しかし，1980年代後半から，民事紛争の激増に伴い，人民法院が限られた資源の下で過大な事件処理の負担を強いられる状態に立たされた。すべての民事事件について，裁判官が現場に赴いて，職権で証拠を収集し，精力的に調停を行うことが不可能になり，訴訟が受理されず，あるいは受理した事件の遅延が一般的に存在していた[102]。従って，人民法院は，個々の事件処理に投入する人的・物的資源を節約して，もっとも多くの事件を処理する必要に直面した。こうして証拠の収集の負担を当事者に肩変わりさせようという考えは自然な選択になった[103]。

それと同時に，従来の民事裁判における法廷審理の形骸化という現象に対する批判[104]も出てきた。「馬錫五民事裁判」の裁判構造では，法院による訴訟資料の調査，収集活動と調停・説得活動が一体化していた。法院は訴訟資料を調査・収集すると同時に，それらの資料の審査を行い，さらにこの過程が当事者およびまわりの人々を説得する過程ともなっていた。訴訟資料は主として法院の提示する権威的調停案の根拠の一つにすぎず，その調査・収集とその審査とを区別する意義も失われていた。担当裁判官は当事者を説得しその同意を得ることができない場合は判決という手段が残っていた。しかし，収集した資料が判決をくだせるために十分なのかどうかの判断は，裁判委員会[105]や院長によるコントロールが必要だ[106]と考えられた。故に，裁判委員会の慎重な討議を経て，最終的な決定が既に形成されてはじめて公判廷を開くことが普通になった。その結果，公開の法廷

での公式的な手続は飾り物になってしまい，単に訴訟規定に従っているという外観を与えるために行われるにすぎないという状態が多かった。この現象は「先判後審」と呼ばれる。このような法廷での空洞化した審理が常態化したため，当事者は開廷前に非公開的，正当でない方法で裁判官に対して影響を与えようとし，民事裁判の公正さを著く傷つけていた[107]。

二．民事裁判方式改革の提起

80年代の後半から，伝統的な裁判方式を改めようとする試みが現れ始める。このような動きが本格化するきっかけは，1988年7月に第14回全国法院工作会議で最高人民法院長任建新の行った報告であった[108]。任建新の報告は従来の裁判方式の一部はすでに法院の裁判活動の改善にとって障害となっていることを指摘し，「法院はいままでの民事事件，経済事件の審理にあたってしばしば当事者の挙証責任を見落として事実の調査，証拠の収集の仕事をたくさん引き受けてきた」。「今後は法にもとづいて当事者の挙証責任を強調しなければならない」[109]と述べた。従来の職権探知を中心とする裁判慣行から，当事者の主張，証拠提出を中心とする裁判へ転換をはかるこが示されたのである。

続いて，従来の民事裁判における「裁判の非公開化」，「法廷の形骸化」，「開廷審理の取り調べ化」，「審理と判決の分離化」などの問題点を批判する学者の議論が目につくようになり[110]，現場の裁判官にも従来の裁判のあり方に対する反省の気運が生まれ，「裁判観念の更新」が叫ばれはじめた[111]。

こうした状況の下で，当事者の挙証責任の強調で始まった改革の目標は，いわゆる「一つの中心，三つの主要点」というスローガンに集約されるにいたった。そこでは公開の審理を裁判の中心的な位置におき，裁判所の事実調査・証拠収集と当事者の主張・立証とでは，当事者の主張・立証を主とすること，法廷外での証拠収集と法廷における証拠審査とでは法廷における証拠審査を主とすること，また，裁判委員会の討議と合議廷の決定とでは，合議廷の決定を主とすること，などがそのスローガンの主旨[112]である。

民事裁判の実務としてはかなり大胆な姿勢で職権主義的な慣行を変えていくような傾向がみられたが，手続保障がはっきりとしたかたちで成り立たないままに，ただ実務で行われる改革だけでは，裁判の正統性において大きな緊張が惹起された。手続規範の自体の不備，規範の実効性を保障するメカニズムの欠如などの問題を解消するために，民事訴訟制度および具体的な訴訟規則の改革が始まった。制度の改革は実践の需要からきた挑戦を吸収し，逆に実務レベルの改革の試みに影響を及ぼした。

第二節　民事訴訟制度の改革

ここで公式的な民事訴訟制度としての民事訴訟法(試行)，民事訴訟法および最高人民法院による「司法解釈」の名で出された訴訟規則から，訴訟構造の変容について探りたい。

一．調停優先原則の後退

1．民事訴訟法（試行）

1982年3月に民事訴訟法(試行)（以下旧法という）が全国人民代表大会常務委員会第22回会議において採択され，同年の10月1日より施行された。

旧法の第一章の「任務と基本原則」の6条で「人民法院は民事事件審理にあたって，調停を重んじなければならない。調停が成立しないときは，速やかに判決をくださなければならない」と規定されていた。

訴訟法学界は一般にこの原則を次のように解した。「調停重視の原則に従い，人民法院は民事，経済紛争事件を受理したときは，調停に基づき解決しなければならず，調停によって事件を終結することができるときは判決によってはならない」。「調停自体が一種の教育活動であり，人民法院は第一審通常手続の審理前の準備の段階，開廷審理の段階，第二審手続，いずれの段階でも，調停を行わなければならない」[113]。

以上の解釈からみれば，調停を優先するという基調は依然として保たれていたといえる。

また，旧法は一審裁判手続について「調停」の項目を設け，調停の手続，効力などを定めた。97条で「人民法院は事実を明らかにさせ，是非をはっきり区別した上で調停しなければならない」と規定した。ここで調停といえども法令，政策に違反し，さらに社会全体の利益に害をおよぼす内容のものは認められない。そして，調停は客観的な事実を追求する，いわゆる「事実を根拠とし，法律を準拠とする」（5条）という司法の大原則に反してはならないとされた。

2．民事訴訟法

1991年4月9日に7期全国人民代表大会4回会議によって民事訴訟法が採択・施行された。これは改革開放時期における旧法のもとでの民事裁判の経験と民事裁判方式の改革の成果をふまえて，旧法を改正したものである。

民訴法の第一章「任務，適用範囲および基本原則」の9条は「人民法院は民事事件の審理にあたって，自由意思と合法の原則に基づき調停を行わなければならない。調停が成立しない時は，速やかに判決を下さなければならない」と規定した。そして第八章の「調停」の項目では「事実を明らかにさせたうえ，是非をはっきり区別し，調停を行う」と規定された。

現行民訴法は調停原則が後退し，自由意思による調停を行うこととした。これは本来の調停の姿に近づいたが，「事実を明らかにさせたうえ，是非を明らかに区別し，調停を行う」という規定は，法院がまだ当事者の処分権に関与しうることが示唆されるという点で転換は不徹底であるといえる。

二．大衆路線からの脱却

調停について旧法の99条では「人民法院は調停にあたって，事情に基づき，関係組織，大衆を招き，調停に参加させることができる。招かれた関係組織と個人は人民法院の調停に協力しなければならない」と規定されていた。この規定について「調停において裁判官は関係組織，人民調停委員会，当事者の親戚，友人などと協力して，共同で当事者を説得しなければならない」[114]と述べられ，大衆に依拠して調停を行うスタイルが維持された。

現地裁判について旧法の6条は民事訴訟の基本原則として「人民法院は民事事件審理にあたって，必要と可能性に基づいて巡回審理を行い，現地で事件を処理する」と規定した。立法主旨について，旧法制定当時の教科書は以下のように説明していた。「こういう民事訴訟制度は大衆に依拠し大衆に奉仕すべきとの認識から制定されたものである」。「民事訴訟法の現地裁判に関する規定は司法活動の大衆路線という優れた伝統を継承したものである」[115]。

現行民訴法では調停について「関係組織と大衆に依拠する」という文言を消除している。現地裁判については121条で「人民法院の民事事件の審理は，必要に基づいて巡回審理を行い，現地で事件を処理する」と規定している。これについて学説は「人民大衆に便利な裁判を行う」もの[116]と解していたが，大衆路線に基づき，大衆に依拠して裁判するという言説は姿を消した。

これは従来の大衆路線から脱脚しようとする基本的な傾向を示すものと受けとってよいのではないであろうか。

三．証拠の当事者提出主義への変容および限定的な処分権主義

1．民事訴訟法（試行）

旧法の56条1項は「当時者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う」と定め，同条2項で「人民法院は法定の手続に従って，証拠を全面的，客観的に収集しなければならない」と規定した。

こうした規定について，教科書は以下のように解説していた。「我が国の民事訴訟法では当事者の証拠提出責任を規定しているが，これは人民法院が自発的に証拠を収集し，調査研究することと両立することである。当事者は証拠を提出できないときは，人民法院は自発的に証拠を収集し，調査研究しなければならない」。「単に当事者の提出した証拠だけによって事件の真実そのものを発見することができるはずがない。人民法院は当事者の

証拠提出に頼り，自分の調査研究の責任を軽視してはならない」[117]。こうした議論は根拠地時代の「馬錫五裁判方式」の調査研究についての議論と軌を一にするであろう。

2．民事訴訟法

民事訴訟法の64条では「当事者は自ら提出する主張に対して，証拠を提供する責任を有する。当事者およびその訴訟代理人が客観的な原因により自ら収集できない証拠，もしくは人民法院が事件の審理にとって必要であると考えた証拠は，人民法院が調査・収集するべきである」と規定されている。

民訴法の64条の規定について，教科書は以下のように解説していた。「民事訴訟法は当事者の挙証責任を強調している。原則的には当事者が自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負うべきである。従来の裁判実務における人民法院が当事者の代わりに証明責任を負うという状況を改革しなければならない。人民法院は当事者が客観的な理由により自分で証拠を提出することのできない場合，あるいは当事者が提出した証拠に対して疑いがある場合および当事者双方により提出された証拠が互いに矛盾しあって，調査が必要であると認めた場合は，職権で証拠の収集・調査することができる」[118]。

「試行」と比べて，現行民訴法が当事者の主張・立証責任を承認し，「超」職権主義を当事者主義の方向に転換しようとしているが，「証拠の職権調査権は，その範囲および時期についてなんらの制限も付せられておらず，解釈・運用によりいくらでも拡張しうる余地を残していた」。「総体としてはなお職権主義的訴訟モデルの範疇にとどまっている」[119]と評価されている。

3．最高人民法院の訴訟規則

1998年7月11に最高人民法院は先行改革の経験を総括し，「民事経済裁判方式改革問題に関する若干の規定」（以下「改革規定」という）を施行した。「改革規定」では法院の職権調査事項が，「当事者が客観的理由により自分で集めることのできない場合」，「法院が現場検証したり，鑑定を委託すべき場合」，「当事者双方が提出した証拠が相互に矛盾する場合」，「法院が自ら調査・収集すべきであると考えた場合」という4項目に限定された。しかし，「法院が自ら調査・収集すべきであると考えたその他の証拠」との規定は，民事訴訟法の64条の規定と同じ文言であり，やはり有効な限定とはなっていない。すなわち，事実の存否が不明である場合は法院による職権調査をまだ認めていたのである。

さらに，2002年4月1日に最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する若干の規定」（以下「証拠規定」という）が施行された。「証拠規定」の2条2項では当事者の立証責任について「当事者は自分の主張の事実について証明責任を負う。証拠がない，或いは証拠の不足のため当事者主張の事実が認定できない場合，挙証責任を負う当事者は裁判につき不利な結果を引き受ける」と規定された。そして同73条2項では人民法院の裁判について「証拠の証明力が判断できないため，争いある事実について認定しがたい場合，人民法院は挙証責任分配の規則に従って裁判する」と規定された。また15条では法院の職権による調査や証拠収集がいわゆる公共利益に関わる事実と純粋の手続的な事項に限定された。

以上の訴訟規則は最高人民法院の「司法解釈」として，「民事手続法規範の細分化を図りあるいは空白のところを埋める，いわば実務運営の具体化という通常の機能を果たすだけでなく，中国の場合にはむしろ制定法が予定しなかったやり方ないし原則を裁判制度に付け加えたり，時にはもともとの規定を置き換えてしまう，といった作用の方が目立っている」[120]といわれている。民事訴訟法が改正されていないが，「証拠規定」の内容からみれば，「証拠の当事者提出主義」が現行民事訴訟制度にほぼ妥当することになったといえる[121]。

しかし，民事訴訟法は旧法と同様，人民法院の職権に基づき財産保全をおこなうことができると規定し（92条），原告の訴えの取下げも人民法院の許諾を要すると定めている（131条）。また当事者が請求しない場合でも，人民法院は既に法律の効

力を生じた判決に対して自ら再審理を行う権限を有すると規定されている（177条）。これらの点について，上述の「司法解釈」は何も定めていないので，民事訴訟法の規定が現行の制度である。したがって当事者の処分権が依然として限定的なものであることがわかる。

以上のような問題点は学者によっても，指摘されている[122]が，制度改革にはまだ至っていない。

四．当事者による対審的構造への転換

従来の民事裁判方式，すなわち「馬錫五裁判方式」では，法院による訴訟資料の調査，収集活動と調停・説得活動は一体化し，「先判後審」によって法廷審理は形骸化していた。そこでいきなり開廷審理を行って，法廷での審理を真に裁判の舞台とすることが民事裁判制度改革の一つの目標となっている。

「改革規定」では，「開廷前の必要な準備をきちんと行うことおよび適時に開廷審理することに関する問題」という項目を設け，開廷前の準備手続の範囲を限定し，実質的な主張・立証は法廷の場で両当事者によって行うべきことが定められた（5条）。そして「改革規定」は「合議庭の構成員および単独審理の裁判員は開廷前に単独で当事者の一方およびその訴訟代理人と接触してはならない」（6条）と規定した。従来裁判官が法廷外で当事者と個別に接触して，当事者と別々に懇談し，事実を調査したり，説得，教育したりすることが明文で禁止されたといえる。

さらに，1999年3月8日に施行された最高人民法院の「公開裁判制度の厳正な実施に関する若干規定」では本来，公開すべき事件が公開の法廷で口頭弁論がなされていなければ，そのこと自体が上訴および再審にあたって判決取消の事由とされた（7条）。

また，従来の民事裁判においては裁判官が権威者としてふるまい，当事者による対審的構造を欠いていたのであるが，「改革規定」は「証拠に対する審査と認定の問題について」という項目を設け，当事者の提出した証拠の評価方法について規定した（21－30条）。これは裁判所と当事者の訴訟追行上の役割分担について定めたものと理解できよう。

以上の改革は裁判の公正を確保することを意図し，法廷での審理を裁判の核心にすえることをめざしているものと考えられる。とはいえ，手続の持つ独自の価値がそれほど重視されているわけでない。学説は，「最高人民法院は裁判の手続および訴訟法の役割をしばしば強調したが，その具体的な議論をみると，裁判手続の存在は専ら裁判の公正のためとなされ，手続きそれ自体的の価値はそれほどみとめられていないようである」[123]と述べている。

第三節　現在の民事裁判の実態

本節は現在の人民法院の裁判官が如何に事件処理しているか，民事裁判がどういうような形で展開されているかについて幾つかの例を取り上げ，裁判の実務の実態をながめてみたい。

一．理想的な裁判官像

「中国法院網」は最高人民法院の指導によって運営されているインターネット上のサイトである。「中国法院網」の「法官風彩」というコラムでは現場の裁判官の仕事ぶりを描く記事が掲載される[124]。紹介される優れた裁判官の例には一定のパターンがあるが，最近出た例を二つとりあげよう。

1．基層法院に所属する青年女性裁判官の例[125]

左麗虹は1995年7月から山東省棗庄市薛城区人民法院で勤め始めた。彼女は，数年来何回も「優れた裁判官」，「先進工作者」などの表彰を受け，民事裁判廷の副廷長になった。

左麗虹は誠意を尽くして当事者に奉仕する。2002年に彼女は公営住宅の共用施設の使用をめぐる相隣関係紛争事件を処理していたとき，判決を下したなら，相隣関係が悪化する可能性があると考えて，仕事の休み時間に現場に行って，施設の使用状況を観察し，事件の経緯を調べていた。そして彼女は双方当事者と別々に面談し，根気よく説得した。当事者は彼女の職務に精勤な姿勢に感動し，互いに譲歩し，彼女の調停案を受け入れた。

副廷長になって以来，左麗虹は事件が持ち込まれるのを座って持つではなく，出かけていって事件を探し出す。彼女はテレホン会社にいって，自発的に会社と協力して，電話代の納付遅滞の問題を解決する。それによって法院の処理事件数が上昇し，企業の経済的利益も保護された。左麗虹は裁判活動を行うと同時に女性の利益の保護にも努力している。女性当事者たちは彼女を親友であると思っている。彼女もいつも女性当事者を訪れ，その苦情を聞き，紛争の解決と紛争の減少に努めている。

2．中級人民法院の軍隊出身の裁判官の例[126]

劉書旺は1997年に軍を除隊になって，南陽市中級人民法院に来て，勤め始めた。そのときまで法律を学んだことがなかったが，彼は熱心に法律の知識を勉強し，優れた裁判官になった。

1999年7月に，12歳の小学生厳紅偉は村の友達と一緒に遊んでいたとき，浙川県の電力局の電圧電力装置にまきこまれて，ひといけがをして，障害者になった。電力局がいろいろな理由をもって損害賠償責任を負わないため，厳紅偉は中級法院に訴えを提起した。劉書旺は厳紅偉が一日も早く司法救済を受けられるように，七度も事件が起こった場所に行って，現場を観察し，当事者と大衆を訪ね，千キロメートルの道程を行き来して，事実を明らかにした。そして，公平な判決を下した。

劉書旺は事件を処理するとき，いつも事件が国家・集団に如何なる損失をもたらすかに配慮し，裁判の社会効果を深く考える。1998年麦の播種期，南陽市のあるれんが工場とある会社との間で土地の賃貸紛争が起こり，当事者は法院に訴えを提起した。判決による事件の終了までは時間がかかるが，それではこの間に2200畝の土地で播種できなくなり，社会に極めて大きな資源のムダをもたらす。そこで，劉書旺は当事者を説得し，播種の後に訴訟を行うようアドバイスした。当事者双方は劉書旺の懇切な気持ちに感動し，彼の意見に納得した。劉書旺は現地にいって，当事者に播種を促した。人民を安心させ，大衆を満足させるとは劉書旺の仕事のモットーである。

以上の記事には現場裁判官の理想像が明らかに現れているのであろう。基層法院の裁判官も，中級法院の裁判官も，自ら現地に行ったり，証拠を収集したり，当事者を説得したり，教育したりするのである。そして裁判の社会効果，紛争の防止，紛争の悪化などに配慮して，裁判官の活動領域は訴訟前の段階も，裁判の後にも延伸する。民事裁判方式改革においては当事者の挙証責任の強調，裁判の公開，裁判官が個別に当事者と接触することの禁止などが試みられているが，裁判の実務をみれば，社会に奉仕し，人民に奉仕するスローガンのもとで以上のような裁判官のエピソードが美談として語られている。

二．裁判事例

次に二つの裁判事例を取り上げ，裁判実務で「馬錫五裁判方式」的な民事裁判がまだ存続しているかをみてみよう。

1．調停的な判決の例

まずは一つの遺贈扶養取決めの紛争[127]事例をとりあげよう。

16歳の少女馬立鑫の祖父は生前一つの家屋を所有していた。祖父が死亡した後，家屋の所有権を馬立鑫の祖母に移転した。また馬立鑫の父も一つの家屋を所有していたが，彼が亡くなった後，[馬立鑫および母]と[祖母]との間で二つの家屋の相続をめぐって争いが生じ，天津市紅橋区人民法院へ訴えを提起した。法院調停によって以下のような取決めに達した。馬立鑫とその母が父の家屋を相続し，祖母は生きている間，祖父の遺留した家屋を占有し使用し収益しおよび処分する権利を有することとなった。その後，馬立鑫の祖母が病気になり，介護を引き受ける人がいなかったため，天津市靴下工場（馬立鑫の祖母はこの工場を退職した元職員）は介護する責任を引き受けた。そして祖母は工場と遺贈扶養取決め[128]を締結し，天津市紅橋区公証処によってこの取決めを公証した。半年後，馬立鑫の祖母が亡くなった。1996年1月に馬立鑫は天津市靴下工場を被告として天津市紅橋区人民法院へ訴えを提起し，祖母の遺産の

中には父の遺産を含んでいるので，その分の相続を請求できる，遺贈扶養取決めは無効であると主張した。

天津市紅橋区人民法院は以前の法院での調停にもとづいて，馬立鑫の祖母が家屋を処分する権利を有し，工場と締結した扶養取決めは有効であるという理由により馬立鑫の訴えを棄却した。馬立鑫はこれに不服で，天津市中級人民法院へ上訴した。二審法院は一審法院が認定した事件の事実と証拠が真実であり，その判決が適当であると認め，「関係する党の政策と相続法に従って一審判決を維持する。そして工場側が馬立鑫に補償金として3000元を一括して支払うこととする」と判決した。

馬立鑫はこれに不服で，さらに天津市中級人民法院へ再審の申請を提起した。法院は「市民は集団所有制組織と遺贈扶養取決めを締結することができるが，天津市靴下工場は国有企業であるため，馬立鑫の祖母が工場と遺贈扶養取決めを締結する行為は無効である。馬立鑫は代襲相続人として祖母の遺産を相続する。馬立鑫は工場が祖母のために支払った生活費，埋葬費を工場に返済し，工場は馬立鑫の祖母の生活用品を処分して得た金員を馬立鑫に返還せよ」と判決した。

天津市靴下工場はこの判決に不服で，天津市高級人民法院へ再再審の申請を提起した。法院は「馬立鑫と祖母との間で法院の調停によって締結した取決めは有効であり，馬立鑫の祖母は自分の財産を処分することができる。工場が扶養取決めによって遺産を取得することは合法である。工場側が馬立鑫の生活困難の情況を考慮して自主的に補償することは許される。工場は馬立鑫に3500元を補償金として一括して支払い，馬立鑫の祖母の遺産を所有する。天津市中級人民法院の再審判決は法律上の根拠がないため訂正すべきである」と判決した。

この事件は四回の裁判を経ており，とりわけ二回の再審の判決は全く異なる。ここで，再審は非常の救済制度ではなく，第三審，第四審に近い運用がなされていると見られ，訴訟制度の手続に安定性が非常に欠けていることがわかる[129]。特に注目しなければならないのは，判決文に「関係する党の政策と相続法に従って」，「工場側が馬立鑫に補償金として3000元を一括に支払う」，「工場側が馬立鑫の生活困難の情況を考慮して自主的に補償することは許される。工場は馬立鑫に3500元を補償金として一括して支払い」などの文言である。これは，判決というよりも，党の政策と情理に従って当事者に解決案を納得させ，紛争を止めさせる一種類の調停であろう。

そして，製造物責任に関わる損害賠償事件[130]で「司法実務の基準に従う」という一つの言葉によって，慰謝料の賠償を認めた例をとりあげる。「この判決は3月15日の3・15消費者権利利益保護日に下された。事件を担当した裁判官は当日の中国中央テレビ局の3・15特別番組で『この判決を消費者たちにささげる』と言った」ようである[131]。ここで政治，経済的な情勢，道徳，習慣が裁判の根拠になり，裁判官は「民意」，「需要」などを配慮し，代わりに判決の法律の根拠をそれほど重要視していなかったのである。

「現代中国大陸においては今のところ，裁判による判決と調停による同意形成とは必ずしも明確区分されたものとはいい難く，判決であってもやはり，当事者双方が納得する内容であることが重視されているのである」[132]と指摘されたのでる。

2．紛争激化を防ぐために原告を拘留した例[133]

原告と被告とは同郷人である。1995年に原告と被告の妻との間に姦通関係になった。被告はそのことを知った後で，しばしば原告に殴り，かつ原告の家族の生命安全を脅かすことにした。1997年8月31日には，原告は人民法院に訴えを提起し，被告に人身，財産損害の差し止めことを請求した。被告も原告が自分の婚姻家庭を破壊し，精神，名誉を傷つけたことを理由とし，原告に8000元の損害賠償を請求すると法院に反訴した。

被告は姦通関係者の配偶者として村落社会の倫理道徳によって被害者であるが，法院の調停が行っていたとき，原告および法院に対して強硬的な態度で殺人を揚言した。こういうことは，社会

秩序の維持の責任を負っている法院にとっては，相当的な圧力であった。殺傷沙汰などの紛争激化事件が発生すれば，法院の声望および裁判官の前途にマイナスの影響をもたらす。ゆえに，法院は原告を十日間拘留した。裁判官は原告が被告の家庭を破壊し社会に悪い影響を与えたので拘留することが当然であり，また拘留も原告の人身安全を保護する方策であると原告に言った。そして裁判官は被告に対して，拘留が原告に処罰する措置であり，原告が処されたのでこれから紛争をやめろと説いた。

法院の裁判官，院長たちの説得によって原告と被告とは取決めを締結した。つまり原告が被告に対して精神名誉損害費8000元を賠償して，これから当事者双方は紛争を止めなければならない。

この事件では，拘留は法院が紛争の激化を防止するために当事者に説得する方策として運用されたのである。

ここで取り上げた幾つかの例は必ずしも現時点の民事裁判の全貌を反映するわけではないが，「馬錫五裁判方式」がまだ存続しているかどうかを知る手がかりとして十分であると考えられる。法の拘束に馴染まない従来の民事裁判のやり方が，まだある程度運用されているのであろう。

終　　章

中国では，革命根拠地および建国後の長い期間にわたって，「馬錫五裁判方式」が積極的に評価され，推し広められ，そして民事裁判の基本方針として制度化され，さらに民事訴訟制度において条文化された。

他方，1980年代後半からはじまった民事裁判方式改革は従来の「馬錫五裁判方式」から西洋法的な当事者主義的裁判構造に転換しようという姿勢を示している。しかし，制度面において「馬錫五裁判方式」の名残りを感じさせる条文がまだ残り，実務における具体的なケースを考察するなら，「馬錫五裁判方式」がまだ働いていることもわかる。

そこで，以下では民事裁判のやり方が変わりつつある流れの中で，一貫して「馬錫五裁判方式」を支えるものは何であるかを明らかにしたい。また，民事裁判構造変容の行方に関わって「馬錫五裁判方式」について学説がどう評価しているかを簡単にまとめてみたい。

一．なぜ「馬錫五裁判方式」がまだ存続しているか

㈠ 「社会主義的」司法

「一般に社会主義法，とくに中国法の研究に当っては，何よりもまず次の点に留意しなければならない。それは，法についての基本観念が，そこでは，ブルジョア法での基本観念と全くちがっている，ということである」[134]といわれたが，「馬錫五裁判方式」の存在そのものを理解するために，最初に社会主義的な法の見方について概略する。

1．司法の位置づけ

根拠地の陝甘寧辺区では，「辺区司法の目的は抗日民主制度，辺区政権および辺区人民の合法的利益を保証するにある」[135]と述べられ，「司法機関は政権活動の一部分であり，政府の統一的指導の下に在って敵に対して闘争を行う機関である」[136]と規定された。

中華人民共和国建国後は憲法のもとで司法権が立法権，行政権と並んで国家権力の不可分の構成部分であると把握されている。「国家権利を行使する国家諸機関相互の関係は分業にもとづく機能分担にすぎず，人民権力の一部として裁判権を行使する人民法院が人民権力から独立すること，すなわち『司法権の独立』は原理的にも制度的にもありえないと観念される」[137]といわれている。

1979年に制定され，1983年に改正された現行人民法院組織法3条で法院の任務と職能について「人民法院の任務は刑事事件と民事事件の裁判であり，併せて裁判活動を通じて，全ての犯罪分子を懲罰し，民事紛争を解決し，それによってプロレタリアート独裁制度を防衛し，社会主義法制と社会秩序を擁護し，社会主義的全人民所有の財産・勤労大衆集団所有の財産を保護し，公民私人

所有の合法的財産を保護し，公民の人身の権利・民主的権利とその他の権利を保護し，国家の社会主義革命と社会主義建設事業の順調な進展を保障することである。人民法院はその全部の活動を用いて公民に社会主義の祖国に忠誠であり，憲法と法律を自覚的に遵守するように教育を行う」と規定された。つまり司法機関は国家の階級独裁の用具とされ，法の適用という業務を担当して，処罰，教育などの適切な処置を通じて社会を全体的に治めるとされているのである[138]。

市場経済に移行して社会に深刻な変化が生じた現在の中国においては，以上の大原則を維持しつつも，人民法院の具体的な任務は変容を遂げつつある。最高人民法院の活動報告では「裁判活動が改革開放および社会主義現代化建設に奉仕し，市場経済の発展と結びつける」ことが裁判活動の方針とされ，「改革を保障し，発展を促進し，安定を維持する」ことが人民法院の基本的な任務とされている[139]。つまり，法院の具体的な活動は変化しているものの，依然として党と国家の新しい中心活動に奉仕しなければならないとされているのである。

2．民事裁判の目的

以上のような司法のあり方の下で，民事裁判の目的はどう握されているだろうか。民事訴訟法の2条で「中華人民共和国民事訴訟法の任務は当事者が訴訟の権利を行使するのを保護し，人民法院が事実を調べ明らかにし，是非を明らかに区別し，正確に法律を適用し，機を逸せずに民事事件を審理し，民事上の権利関係を確認し，民事上の違法行為を制裁するのを保証し，当事者の適法な権益を保護し，市民が自覚的に法律を遵守するように教育し，社会秩序・経済秩序を擁護し，社会主義建設事業の順調な進行を保障することである」と規定されている。

実務においては，民事裁判の目的は国家，企業，市民の経済的利益を調整し，特に国家の利益を保護するため，法院は積極的に当事者に訴訟を起こすよう促し，当事者が主張していない事実を認定することがある。直接裁判を担当していない裁判委員会が判決内容を決めることも多い[140]。そして裁判するとき裁判官は行政的管理者の立場から当事者の行為が国の経済政策や取締法規に違反したかどうかに常に着目し，政策や情理などを実定法とかかわりなく自由に援用できる。つまり，「公正な裁判をすることにより，政権の正統性を強化することも期待され，裁判は露骨に政治的な意義を担わされている」。「裁判に当たっては当該法的紛争の枠を超えて，社会的に存在する紛争を根本的，抜本的に解決しようという努力がおこなわれる」[141]。

㈡ 客観的な真実を追求する観念

現地に出かけて行き，職権的に事実調査，証拠収集し，裁判に確定が存在せず，くりかえし蒸し返しを要請する，こうしたことを説明する一つの重要な要素は，おそらく実体的真実を徹底的に追求すべきであるという観念であろう。

この実体的真実の観念とは「『事実』というものは客観的に存在しているのであり，裁判においてはそれをつまびらかにすることが可能であり，またそうしなければならない。事実の本当の姿［真象］を調べて明らかにすることは，問題処理，法の正しい適用の基礎である」[142]という認識である。「『裁判』は中国語で『審判』というが，その『審』は第一段の事実を認定し，『判』は第二段の工作で，明確にされた事実に即し，法院が判断を下すことを意味する。この両者があいまって，はじめて裁判が成立する」[143]という指摘もある。

このような認識が生まれた背景には，二つの要因があるといわれている。第一に，マルクスの「唯物主義的認識論」と呼ばれる可知論であり，いかなる訴訟事件でもきちんと調べれば，ことの真相は必ず明らかになるとする信念であり，いわゆる「実事求是」の原則である。第二に大衆の素朴な思想・感情で，中国人は意識的，無意識的に司法機関というものは事件の客観的な真実にもとづいて事案を処理すべきであり，そうしてはじめて公正かつ合理的だと考えている[144]。

このような認識の下では，西洋法的民事訴訟法で法的真実と称し，当事者双方が争わない事実は

それが実際の状況に符合するか否かを問わず，事実として認定するということは容認されえない。裁判官の職権による証拠調べは事実の正確な認識把握の目的のためになされるものである。また，客観的な真実を追求するために，裁判の前提となった事実認定に過ちが発見されたならば，時間的，回数的に無制限にどこまでも是正，訂正を繰り返さなければならないと考えられても不思議もないのであろう。

もう一つの場面からみれば，当事者も司法機関に対して事件の客観的な事実に基づいて事件を処理してもらいたがっているので，裁判官にとっては解決案を当事者に提示し，その受け入れを強く要求する根拠として「真実」が有効性をもつのである。換言すれば，職権的に客観的な真実を追求することが当事者の同意獲得のために行われ，裁判官の説得活動の重要な一環となっているのである。すなわち，「民事訴訟とは真実を示すことによって当事者を説得し，当事者をしてそれ以上争わなくさせる状態の実現をめざした営みであり，当事者が自主的に判決に服することによって訴訟は終息するのである。判決そのものが調停的におこなわれるのであり，それは結果として調停という形をとるか，判決という形を取るかにはかかわらない。そのさい，説得の材料として真実の提示が不可欠である。真実にたどり着けない裁判に説得力はなく，真実を反映しない判決に，社会にその受容を要求する資格はないのである」[145]。

㈢ 民事裁判の担い手 ―― 裁判官

根拠地の裁判官選抜について，「革命に積極的に参加する労働者と農民は選抜の主な対象である」[146] と紹介されていた。また，「陝甘寧辺区高等法院の司法活動についての指示」(1941年)[147] では，具体的な条件について「①革命に忠実であること。②根拠地の発展に奉仕し，法律を守ること。③是非を判断する能力があること。④勤勉に働き，人民に対して責任感があること。⑤法律条文および活動報告を読めること」が規定されていた。すなわち，政治的な面には厳しい条件があったが，法律専門的な面には「法律条文および活動報告を読める」しか要求されていなかった。

そして建国初期の司法改革運動で司法機関で勤めていた国民党時代の司法要員の大部分が「人民の司法機関」から追放され，代わりに軍を除隊になった元軍人が大挙して人民法院に入った。その後も，司法機関が階級統制独裁の道具ととらえられたため，長い間，政治的立場が裁判官になる基準であり，除隊軍人，党や政府の幹部，労働者など裁判官の供給源となった。その大部分のものは法院に入る前に法律をほとんど学んだことのない法の素人であった[148]。

現在の人民法院の裁判官のレベルについては次のように言われている。「基層法院の裁判官[149] には，大学を新に卒業した（法律専門と非法律専門を含む）者が10％を占め，政府機関から異動して来た者が30％を占め，除隊軍人が50％以上を占める。ある県の人民法院の副院長（彼も除隊軍人である）は彼のいる法院の裁判官の70-80％ほどが除隊軍人であると話した」[150]。北京大学教授の賀衛方は「除隊軍人が法院に入る」[151] という題名のエッセイを発表し，このようなやり方を批判したが，その後，ある除隊軍人の裁判官は「なぜ除隊軍人が法院に入れないか」という題名のエッセイを発表し，「軍人の軍隊での経験が裁判にとって貴重なものであり，ひたむきに奮闘する精神と精勤的な態度を加えて，軍人は優れた裁判官になる条件を備えている」[152] と強く反論した。争論には結論が出ていないが，いまでも軍隊出身者の法院への流入は止まっていない[153] といわれる。

2002年3月，最初の国家統一司法試験が実施され，検察官，裁判官，弁護士は法律専門家としての位置づけが与えられた。「国家司法試験実施方法（試行）」によれば，今後，初めて裁判官，検察官，弁護士に就こうとする者は，必ずこの試験にパスしなければならないが，すでに旧制度のもとで法官として勤務している者にこれを適用することができないとされている。従って，「中国の法曹が文字通り法律の専門家集団となるのはまだ相当の時間を要することであろう」[154] といわれている

根拠地の紛争解決は「行政的かつ調停的なもの

であった」，それは「判決手続を中心とする裁判を行う力量，とりわけ人材を欠いていたからである」といわれている[155]。現在の裁判官のレベルは「法による裁判」を行う力量をまだ欠いているであろう。

以上の検討によって，「馬錫五裁判方式」の運用がまだ存続しているその要因は，民事裁判方式改革の次元を超えて，やはり中国の全体的な司法のあり方により深い根をもつと指摘できよう。

二.「馬錫五裁判方式」をめぐる学説

近年，法学研究の隆盛と民事裁判構造の変容に伴い，「馬錫五裁判方式」についてさまざまな議論が出てきた。直接な論争にはなっていないが，ここで学説を徹底的改革説，改革と継承との両立説，積極的継承説に分けて，それぞれの代表的な議論を簡単に整理してみよう。

㈠ 徹底的改革説

1990年代から，「馬錫五裁判方式」が弊害をもたらし徹底的に改めるべきである民事裁判方式であるという学説が有力になりつつある。その論点の概略は次のような点である。

1．「馬錫五裁判方式」は裁判官に強い職権を与えた[156]。法院が始終一貫して訴訟手続を主宰し，訴訟過程全体を規制し，支配していた。法院は当事者の処分行為に対して過度の関与と制限を行っていた[157]。

2．「馬錫五裁判方式」に対しての喧伝により手続の役割を軽んじる習慣は根深く，長い間に，民事裁判活動はこのような雰囲気に支配され，今日に至ってもなお一部の裁判官の行為に反映されている。手続規則について考慮が支払わず，そのことが裁判の正統性や効率に影響したのである[158]。

3．「馬錫五裁判方式」は行政的色彩が濃い。裁判官は地方長官としてその管轄区域内の揉め事をとりあつかって，行政的な手法によって処理していた。いまでも司法行政化による民事司法の行政的色彩はきわめて濃厚である[159]。

4．裁判の正統性を支えるのは手続の正義である[160]。手続正義その基本的な内容は，裁判の公開，裁判の独立，裁判官の中立性，当事者による対審的な構造，主張する当事者の立証，当事者の処分権の尊重，当事者への不意打ちの防止などの内容を含む。「馬錫五裁判方式」は手続の正義の基本的な原理に明らかに反する[161]。

5．民事裁判方式の改革は単に裁判方式の改革ではなく，従来の民事裁判構造から徹底的に当事者主義的裁判構造へ転換しなければならない[162]。

㈡ 改革と継承との両立説

「馬錫五裁判方式」は共産党の新しい司法の象徴としておしひろめられたが，これに関する議論は多かれ，少なかれ現実の政治に繋がりがあるが，慎重的な態度が取られるのは当然であろう。また，民事裁判の効率を高め，司法の公正を求めるために，民事裁判方式改革の必要性がさけばれたが，現場では手続のもつ独自の価値はそれほど重視されていない。このような状況の下で，「馬錫五裁判方式」をめぐって，改革と継承との両立説が唱えられている。その主な論点は次のとおりである。

1．「馬錫五裁判方式」は司法活動の優れた伝統である。その優れた点は実是求是，大衆路線，人民に奉仕する精神である[163]。この裁判方式は根拠地の時代の特徴に順応して創造されたものである[164]。

2．市場経済に移行している現在では，「馬錫五裁判方式」は現代の民事訴訟理論にあわないところがある。例えば，調停を強調しすぎ，超職権的に訴訟を行い，訴訟の効率と手続を軽視するなどの問題点を抱えている[165]。

3．時代の発展に順応して，民事裁判方式を改革しなければならない。民事裁判方式改革は「馬錫五裁判方式」を否定するものではなく，「馬錫五裁判方式」の実是求是，人民に奉仕する精神などを活用し，社会の現実に応じて，改革と継承とを両立させなければならない。例えば，人民に奉仕する精神が単に事件の現場で事件を処理することを意味するものではない。法廷で正しく事件を処

理するのも人民に奉仕することである。現在は事案が激増し，一つ事案についてくりかえし現地調査に行ければ，ほかの事件の解決ができなくなる。より一層人民に奉仕するために，裁判の効率を高めらなければならない[166]。

4．超職権主義の裁判方式を改革し，訴訟の効率を高めることが必要である。しかし，現在の当事者の教育水準が低いし，弁護士の利用率も低い。そして，弁護士から調査を受けて証拠の提供を要求される個人や組織がそれを拒否する現象は常態になっている。訴訟資料の収集を全て当事者に任せることには，司法の不公正を生じる。ゆえに，当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により収集できない証拠は，法院が調査収集すべきである[167]。

5．実質的な真実を追究し，公正的に裁判を行い，人民に奉仕するのは中国司法改革の最終的な目標である[168]。中国の民事裁判方式改革は徹底的に従来の民事裁判方式を改革し，西洋法的な民事裁判構造をまねすることではなく，中国の特色ある民事裁判構造を打ち立てらなければならない[169]。

㈢　積極的継承説

民事裁判方式の改革に対して，当事者に立証責任を負わせ，訴訟手続に基づき，当事者の対審的な構造によって裁判を行うことは中国の現実に適応しておらず，「馬錫五裁判法方式」を積極的に継承しなければならないという学説もある。

当事者の挙証責任の強調について，「裁判官の職権調査権を完全に放棄すれば，事件の客観的な真実の発見にマイナスになり，違法行為を蔓延させ，事実を根拠とする司法原則に違反する」[170]という批判がある。手続の重視に対して，「西洋法は手続の価値を強調するが，中国人は実体の真実を重視する。西洋法は訴訟を当事者間の競技と看做すが，中国人は法院に対して正気を伸ばすことを期待する」[171]という現実にかんがみて，事件を処理するとき事実について力を尽くして調査し，事件を抜本的に解決しなければならない[172]といわれる。そして優れた裁判方式としての「『馬錫五裁判方式』をなぜよく継承していないのか」と[173]苦言を呈している。

更に注目しなければならないのは，近年蘇力に代表される現実の民事裁判方式を含む中国法のあり方を容認する学説である。蘇力は中国では中国の土着の「本土資源」を活用し，西洋法と「本土資源」を結び合わせることではじめてで法治が確立できると主張している[174]。そして彼は中国の基層法院を考察の対象とし，裁判委員会の存置が必要であり，除隊軍人が大学卒業者より柔軟的に紛争を処理することにたけており，オンドルでの法廷の調停などは民事紛争の解決にとって優れた点があると論じている[175]。この学説は「馬錫五裁判方式」を継承しなければならないと明言していないが，やはりこのような裁判様式を認める傾向にあるといえるだろう。

まとめ

前述のように「馬錫五裁判方式」の存在は中国の司法のあり方に関連しているが，民事裁判方式の根本的な変革はまず司法の位置づけ，民事裁判の役割の変革がかぎを握っている。「馬錫五の裁判方式に典型的に表れる法院の高度な能動主義は，司法の非独立性とセットになっていたのであり，法院を受動的なアンパイヤーに純化させる改革は，真に独立した司法を要請したのである」[176]。現時点の中国の司法がなお政治統制の道具であり，司法行政化による民事司法の行政的な色彩は極めて濃厚である。裁判官の独立や司法の独立の導入は憲法改正が前提となり，そして政治統制機構，政治体制の改革と繋がっている。すなわち民事訴訟制度，さらに司法制度自身の改革はその目標の究極のところで，政治制度の基本原則と衝突せざるをえないのである。これは極めて本質的，かつ困難な課題であろう。

だが，真に法による裁判を実現するためには，法観念の転換および法制度の移入が不可欠である。しかし，中国では自分の伝統の継承と西洋的なものの移入との関係について，一貫して「外来文化」と「土着性」とを結び合わせるという主張

が唱えられている。市場経済に移行する過程において，「中国的特色のある社会主義」というスローガンの下で，経済的な面では脱社会主義化が進んでいるが，政治的な面で共産党による一党制が維持されたままである[177]。前で述べた中国の土着の「本土資源」を活用し，西洋法と「本土資源」を結び合わせることによって法治が確立できるという学説は，「中国的特色のある社会主義」の理論と平仄があっているように思われる。「中国的特色のある社会主義」の枠組みの下では，民事裁判構造が徹底的に「馬錫五裁判方式」から離脱するのは難しいと思われる。

注

1　1920年代以降，中国共産党の指導した革命によって誕生した共産党の政権を「根拠地」と呼ぶ。農村地帯に地域的な革命政権をつくりあげ，次第に全国的な政権に拡大するという革命における根拠地展開の重要性が認められたため，革命根拠地の建設は拡大された。抗日戦争終結後まもなく，国民党による共産党根拠地に対する攻撃が始まり，そして内戦が拡大していった。このころから中華人民共和国が成立するまでの根拠地を通常は解放区と呼ぶ。胡華『中国新民主主義革命史』（五月書房，1951年）参照。

2　田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」アジア経済旬報1241号（1982年）9頁。

3　この方針を公式的に示したのは，1964年の全国人民代表大会で行われた最高人民法院長の報告である。

4　王亜新『中国民事裁判研究』（日本評論社，1995年）23頁。

5　中華人民共和国民事訴訟法（試行）第一章「任務および基本原則」の第6，7条。

6　馬小紅「馬錫五審判方式」『北京大学法学百科全書』（北京大学出版社，2000年）539頁。

7　張希坡『革命根拠地法制史』（法律出版社，1994年）548頁参照。

8　江偉・李浩・王強義『中国民事訴訟の理論と実際』（成文堂，1997年）111頁。

9　範愉「簡論馬錫五審判方式」『清華法律評論（第二輯）』（清華大学出版社，1999年）222頁。

10　抗日戦争（1937－1945）のとき，共産党が実質的に支配する特別地区（辺区とも呼ぶ）には他地域とは異った政権が出現していた。国民党と共産党の合作によって，特別地区は形式上は中華民国の一構成部分をなしつつ，実質上は共産党の独自の支配地域を構成した。1937年7月，最初に成立した特別地区が陝甘寧辺区で，その領域は陝西・甘粛・寧夏の三省にまたがる辺境の地である。この辺区には，共産党の中央が所在し，共産党が直接指導する地域で，その統治スタイルはのちに形成された諸辺区の模範となり，さらに中華人民共和国の淵源となった。福島正夫『中国の人民民主政権』（東京大学出版会，1965年）157頁以下参照。

11　中国社会科学院法学研究所民法研究室民訴組・北京政法学院訴訟法教研室民訴組編『民事訴訟参考資料・第一集』（法律出版社，1981年）54頁。

12　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，55頁以下参照。

13　辺区の地方行政系統は，辺区政府―行政督察専員公署―県政府―区公署―郷政府の五段階をなしていた。行政督察専員公署は，辺区政府と県政府の間におかれ，二つ以上の県領域をあわせてこれを一行政分区とし，その分区管下の各県の行政を指導する。専員は分区の行政長官である。福島正夫・前掲注10，36頁以下参照。

14　陝甘寧辺区では，辺区高等法院を設立し，各県に司法処を設けた。1943年に至りさらに改革があり，各分区に高等法院の分廷をおき，分区専員が分廷の廷長を兼任することになった。県司法処は，第一審で，辺区高等法院は第二審で，第二審の判決は終審である。國谷知史「建国期の裁判制度」季刊中国研究1986年5号3頁以下参照。

15　李新成「馬錫五」・前掲注6，539頁，張希坡・前掲注7，548頁参照。

16　陝甘寧辺区での刑罰の一種類である。非常な

重労働を強制することである。犯人に自分の村で服役させるのを，原則とした。張希坡・前掲注7，496，501頁参照。

17 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，56頁参照。

18 当時は，辺区高等法院および分廷の裁判官を推事と呼ぶ。「推事」は日本の裁判所構成法をもとに中華民国の旧法院組織法を中国で作ったときに，あえて判事をこう言い変えたものだという。鈴木賢「台湾の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版社，2003年）230頁参照。

19 中国では，幹部とは国家機関・軍隊人・民衆団体などの公職人員を指す。裁判官も「司法幹部」と呼ばれている。

20 張希坡『馬錫五審判方式』（法律出版社，1983年）38頁参照。

21 以下の記述は，張希坡・前掲注20，55-62頁に依拠している。

22 「馬錫五裁判方式」は革命司法活動の経験が積み重ねられた結果であり，広範な司法工作者によって共同で創造されたものであるが，馬錫五本人もこの創造には傑出した貢献をしたといわれている。銭国耀・黄双全編『訴訟法大辞典』（復旦大学出版社，1993年）124頁参照。

23 馬錫五「新民主主義革命階段中陝甘寧辺区的人民司法工作」政法研究1955年1期10頁以下参照。

24 張希坡・前掲注20，44-45頁。

25 馬錫五・前掲注23，10頁。

26 実際の対象から出発し，その発展する法則性を探究し，事物の本質を認識する。または事の実情に即して処理することである。共産党の革命活動の基本的な準則とされてきた。福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』（東京大学出版会，1965年）336頁参照。

27 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，224頁。

28 張希坡・前掲注20，42-43頁。

29 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，303-305頁参照。

30 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，68頁，75頁。

31 張希坡・前掲注7，551頁参照。

32 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，300頁。

33 張希坡・前掲注20，61頁参照。

34 張希坡・前掲注20，61-62頁参照

35 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，58頁参照。

36 馬錫五・前掲注23，8-9頁。

37 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，214-215頁。

38 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，224頁参照。

39 張希坡・前掲注20，45-47頁参照。

40 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，56頁参照。

41 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，200頁参照。

42 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，214-215頁。

43 「太岳区暫定司法制度」『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，214-215頁。

44 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，58-59頁。

45 馬錫五・前掲注23，10頁以下参照。

46 ・前掲注23，10頁。

47 この報告は『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，54頁。

48 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，216頁参照。

49 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，303頁。

50 張希坡『革命根拠地法制史』・前掲注7，551頁。

51 小林秀之・原強『民事訴訟法』（弘文堂，2000）

52 奈良次郎「訴訟資料収集に関する裁判所の権限と責任」『講座民事訴訟法4』（弘文堂，1985年）126頁。

53　王亜新・前掲注4，9頁参照。

54　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，46頁。

55　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，163頁。

56　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，224頁。

57　張希坡・前掲注20，52頁。

58　江偉・李浩・王強義・前掲注8，152頁参照。

59　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，305頁。

60　馬錫五・前掲注23，11頁。

61　伊藤真『民事訴訟法・補訂版』（有斐閣，2000年）403頁参照。

62　棚瀬孝雄「合意と不合意の間」『紛争処理と合意：法と正義の新たなパラダイムを求めて』（京都：ミネルヴァ書房，1996年）126頁参照。

63　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，304頁。

64　滋賀秀三『清代中国の法と裁判』（創文社，1984年）252頁。

65　滋賀秀三・前掲注64，252-254頁参照。

66　張衛平「民事訴訟基本模式：転換与選択之根拠」現代法学1996年6期13頁。

67　馬錫五・前掲注23，9頁，國谷知史・前掲注14，2-3参照。

68　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，66-67頁。

69　田中成明「裁判の正統性 ── 実体的正義と手続保障」新堂幸司編『講座民事訴訟法1』（弘文堂，1984年）87頁参照。

70　福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』（東京大学出版会，1965年）337頁。

71　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，246頁。

72　張希坡・前掲注20，20頁。

73　『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，46頁。

74　王亜新・前掲注4，69-70頁参照。ここで王亜新氏は中国の民事裁判構造を「同意中心型」裁判，西洋法的な民事裁判を「判決中心型裁判」としている。

75　中華人民共和国司法部編『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』（法律出版社，1987年）3頁参照。

76　『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』・前掲注75，8頁。

77　何蘭階・魯明健主編『当代中国的審判工作（上）』（当代中国出版社，1993年）39-41頁，『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』・前掲注75，10-13頁参照。

78　『中華人民共和国司法行政歴史文献匯編』・前掲注75，19頁。

79　毛沢東主導の下に1958年から60年代にかけて，ソ連をモデルとした第1次五ヵ年計画（53年－57年）から離れて，人民公社の設立，また大衆動員によって，鉄鋼・穀物生産などをきわめて短期間に，急激に増産しようとし，急進的な理想社会の実現を目指した運動。『岩波現代中国事典』（岩波書店，1999年）695頁参照。

80　中国共産党が毛沢東主導下に1957年から58年前半に展開した「ブルジョア右派」に反対する闘争。ソ連のスターリン批判と毛沢東の「百花斉放・百家争鳴」政策に影響されて，56年後半に，民主諸党派の指導者および知識人・学生たちが，中国共産党の急激な農業集団化政策と中共の独裁化に反対する意見を表明した。これは当時，毛沢東が党外の人々に自由に意見を表明することを要請したからでもあった。しかし，こうした状況に対し，57年後半から，毛沢東はブルジョア右派分子が共産党の指導権を奪おうとするものだとして，彼らに対する徹底的な弾圧を展開した。中共が右派と認定した基準は，社会主義制度，共産党の指導および政府の政策に対して批判的な立場をとったもの，彼らと行動を共にしたものというきわめて曖昧，広範なものであった。さらに，各職場や地域の党組織に一定の割合の人を右派とすることを指示した。このため，55万人が右派と認定された。『岩波現代中国事典』・前掲注79，1052参照。

81 『中華人民共和国法律規範性解釈集成』（吉林人民出版社，1990年）637頁以下参照665頁以下参照。

82 1964年8月の全国人民代表大会で行われた最高人民法院院長の報告である。

83 江振良「国民党偽程序法的反動実質」法学1958年3期8-9頁。

84 肖一華「駁韓述之『審判工作的群衆路線過時』的謬論」法学1958年5期35頁以下参照。

85 王亜東「司法工作必須堅決貫徹群衆路線」法学1958年9期13頁。

86 週景芳「政法工作要堅持和発揚党的走群衆路線的光栄伝統」政法研究1959年6期23頁。

87 『人民司法工作在躍進』(法律出版社，1958年)参照。

88 「学習劉澤鈞的審判経験」法学1958年7期39頁，劉澤鈞「我作審判工作的体会」政法研究1959年1期48頁以下参照。

89 劉澤鈞「我作審判工作的体会」政法研究1959年1期48-50頁参照。

90 中国では最高人民法院と最高人民検察院は「司法解釈」とよばれる「規定」「意見」「決定」などの文書を下級の法院・検察院に発して，実際の裁判の場で法源として最も重要な役割を果たしている。木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門(第3版)』(有斐閣，2003年)，97頁参照。

91 『中華人民共和国法律規範性解釈集成』（吉林人民出版社，1990年）637頁以下参照。

92 『中華人民共和国法律規範解釈集成』・前掲注91，645頁以下参照。

93 常怡ほか「新中国民事訴訟法学五十年回顧与展望」現代法学1999年12期13頁参照。

94 その時期には，政治運動が行われていなかったし，経済も順調的に発展していた。憲法，人民法院組織法の施行に伴い，正式的な裁判手続をうちたてようとされていた。しかし，その直後，「反右派闘争」，「大躍進」運動が展開された。何蘭階・魯明健主編・前掲注77，7-8頁参照。

95 『中華人民共和国法律規範性解釈集成』・前掲注91，665頁以下参照。

96 何蘭階・魯明健主編・前掲注77，133頁参照。

97 「人民法院審判民事案件程序制度的規定（試行)」『中華人民共和国法律規範解釈集成』・前掲注91，670頁以下参照。

98 韓象乾ほか「中国民事訴訟法学50年」政法論壇1999年6期97頁参照。

99 趙鋼「回顧，反思与展望——対二十世紀下半葉我国民事訴訟法学研究状況之検討」法学評論1998年1期52頁参照。

100 「試行」とは中国の立法上の表現形式の一つである。経済社会システムが変動過程にあり，規制対象とその内容に一定の変化が予定される場合，経験を蓄積したうえでより体系的なものをめざすという意味で法令の名称に付されることがある。試行が付された法令は立法手続や効力の点で他の法令と異なるところはない。木間正道・鈴木賢・高見澤磨・前掲注90，217頁参照。

101 王亜新「中国民事訴訟制度の新しい展開」北大法学論集第54巻第3号（2004年）227頁。

102 黄松有「漸進与過渡：民事審判方式改革的冷思考」現代法学22巻4期（2000年）18頁参照。

103 趙鋼・前掲注99，11頁参照。

104 李少平「改『先定後審』為『先審後定』」法学研究1990年2期39頁参照。

105 裁判委員会とは法院内部に設けられた会議体で具体的な事件の最終的決定権を握っている。人民法院組織法11条はこれを規定している。

106 「試行」の39条では「重大な，疑義のある民事事件の処理については，院長が裁判委員会の討議に付して決定する。裁判委員会の決定については，合議庭はかならず執行しなければならない」規定されていた。

107 景漢朝・盧子娟『審判方式改革実論』（人民法院出版社，1997年）12-13頁，王亜新・前掲注4，44-46頁参照。

108 鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出」小森田秋夫編『市場化の法社会学』（有信堂，2001年）261頁参照。

109 中華人民共和国最高人民法院公報1988年3

号13頁。

110 江偉・李浩・王強義・前掲注8，150頁以下参照。

111 南京市中級人民法院調査研究室「実施民法通則必須更新民事審判観念」中国法学1987年6期10頁以下参照。

112 景漢朝「審判方式改革的『一二三四五』理論」中国律師1999年2期，33頁以下参照。

113 柴発邦編『民事訴訟法学』（法律出版社，1987年）85頁。

114 北京政法学院民事訴訟法教研室編『中華人民共和国民事訴訟法講義』（北京政法学院校内用書，1983年）178頁。

115 北京政法学院民事訴訟法教研室編・前掲注114，53-54頁。

116 柴発邦編・前掲注113，121頁参照。

117 北京政法学院民事訴訟法教研室編・前掲注114，127-128頁。

118 柴発邦編・前掲注113，339-340頁。

119 鈴木賢・前掲注108，266頁。

120 王亜新・前掲注101，228頁。

121 王亜新・前掲注101，232頁参照。

122 例えば，張衛平「民事訴訟処分原則重述」現代法学2001年6期89頁以下では，現行民事訴訟法における当事者の処分権に関わる問題点について詳しく述べられている。劉学在「我国民事訴訟処分原則之検討」法学評論2001年6期70頁以下では民事訴訟法における当事者の処分権に国家関与の問題が批判されている。

123 樊崇義編『訴訟原理』（法律出版社，2003年）218頁。

124 「中国法院網」の「法官風彩」というコラムのアドレスは以下のとおりである。http://www.chinacourt.org/public/search_res_1.php

125 杜衍慶「青春在奉献中閃光」http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id＝72009&k_title＝&k_content＝&k_author＝（2003年11月1日入手）

126 張紅彦「鉄案法官劉書旺」http://www.chinacourt.org/public/detail.php?id＝68811&k_title＝&k_content＝&k_author＝（2003年11月1日入手）中国では軍を除隊にたった元軍人が法院へ流れることが多かったが，いまでも人民法院に軍隊からきた裁判官が少なくない。鈴木賢「中国の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版社，2003年）356頁参照。

127 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』1997年第2輯（人民法院出版社，1997年）39頁以下参照。

128 相続法の31条に2項で「公民は集団所有制の組織と遺贈扶養取決めを締結することができる。取決めに照らして，集団所有制の組織は当該公民の生前の扶養と死後の埋葬の義務を引き受け，受遺贈の権利を享有する」と規定している。これは扶養と遺産の取得を意思的に結びつける法技術である。年金制度を欠くところにおいて，主に住宅しか財産を持たない高齢者の扶養を確保するための手法である。鈴木賢『現代中国相続法の原理』（成文堂，1992年）253頁以下参照。

129 鈴木賢「中国における民事裁判の正統性に関する一考察」小口彦太編『中国の経済発展と法』（早稲田大学比較法研究所，1998年）373頁参照。

130 「賈国宇訴北京国際気霧剤有限公司，龍口市厨房配套設備用具場，北京市海淀区春海餐庁人身損害賠償案」中華人民共和国最高人民法院公報1997年2期68頁以下参照。

131 蘇力「判決書的背後」信春鷹編『公法』第三巻（法律出版社，2001年）195頁。

132 松田恵美子「現代中国大陸民事裁判理論の課題と伝統中国法の視角」名城法学49号（2000年）6頁。

133 楊柳「模糊的法律産品 ── 対両起基層法院調解案件的考察」強世功編『調停，法制与現代性 ── 中国調解制度研究』（中国法制出版社，2001年）484頁以下参照。

134 福島正夫『中国の法と政治』（日本評論社，1966年）1頁。

135 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注11，53

頁。

136 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注 11，19 頁。

137 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・前掲注 90，206 頁。

138 このことについて，熊先覚『中国司法制度新論』（中国法制出版社，1999 年）52 頁以下では「人民法院的性質任務」について詳しく述べられている。

139 例えば 1998 年 3 月に第 9 回人民代表大会での「最高人民法院工作報告」中華人民共和国最高人民法院公報 1998 年第 2 期，1996 年 12 月最高人民法院長任建新の全国高級法院長会議での報告「大力加強審判工作，保障和促進両個文明建設的協調発展」中華人民共和国最高人民法院公報 1997 年第 1 期など。

140 劉栄軍「民事訴訟法における日本と中国 ── 法文化の視角から」比較法 38 号 117 頁参照。

141 鈴木賢「現代中国法にとっての近代法経験」社会体制と法 4 号（2003 年）23 頁。

142 鈴木賢・前掲注 129，396-397 頁。

143 福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』（東京大学出版会，1965 年）336 頁。

144 鈴木賢・前掲注 142，397 頁参照。

145 鈴木賢・前掲注 142，399-400 頁。

146 馬錫五・前掲注 23，8 頁。

147 『民事訴訟参考資料・第一集』・前掲注 11，173 頁。

148 鈴木賢「中国の法曹制度」広渡清吾編『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会，2003 年，356 頁参照。

149 基層法院の裁判官の数は全国の裁判官の数の 5/6 ほどである。蘇力『送法下郷 ── 中国基層司法制度研究』（中国政法大学出版社，2000 年），9 頁参照。

150 蘇力・前掲注 149，329 頁。

151 賀衛方「復転軍人進法院」南方週末 1998 年 1 月 2 日参照。

152 曹瑞林「復転軍人縁何不能進法院」南方週末 1998 年 2 月 10 日参照。

153 鈴木賢・前掲注 148，356 頁参照。

154 鈴木賢・前掲注 148，379 頁。

155 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・前掲注 90，22 頁。

156 常怡・揚軍「我国証拠収集制度的反思与重構」汕頭大学学報（人文社会科学版）2002 年 1 期 52 頁参照。

157 江偉・李浩・王強義・前掲注 8，148 頁，張衛平「我国民事訴訟法的発展与体制性制約的分析」法律科学 2001 年 5 期 108 頁，韓勇・李道敬「民事訴訟目的与結案方式的選択」昌吉学院学報 2002 年 1 期 39 頁参照。

158 金友福編『民事訴訟制度改革研究』（中国法制出版社，2000 年）95 頁，江偉・李浩・王強義・前掲注 8，149-150 頁，韓勇・李道敬「民事訴訟目的与え結案方式的選択」昌吉学院学報 2002 年 1 期 39 頁参照。

159 江偉・李浩・王強義・前掲注 8，148 頁，劉栄軍・前掲注 140，115 頁参照。

160 劉栄軍「法和正義的発見与程序中的対話」法学評論 1999 年 1 期 41 頁，田安平「程序正義初論」現代法学 1998 年 2 期 8 頁参照。

161 張衛平「民事訴訟基本模式：転換与選択之根拠」現代法学 1996 年 6 期 13 頁参照。

162 張衛平・前掲注 161，21 以下参照。

163 景漢朝・前掲注 112，32 頁，魏斌「馬錫五審判方式再認識」西江大学学報 2000 年 12 月 11 頁，13 頁参照。

164 魏斌・前掲注 163，11 頁-13 頁参照。

165 魏斌・前掲注 163，13 頁-14 頁参照。

166 景漢朝・前掲注 112，32 頁参照。

167 黄松有・前掲注 102，23 頁参照。

168 魏斌・前掲注 163，15 頁参照。

169 黄松有・前掲注 102，22-23 頁参照。

170 劭華「我国法官庭外調査権簡論」社会科学 2000 年 4 期 44 頁。

171 宋大奇「従打事実到打証拠到打規則」比較法研究 2003 年 3 期 98 頁。

172 宋大奇・前掲注 171，98 頁以下参照。

173 宋大奇・前掲注 171，102 頁。

174　蘇力『法治及本土資源』(中国政法大学出版社，1996年) 参照。

175　蘇力・前掲注149参照。

176　鈴木賢・前掲注108，282-283頁。

177　鈴木賢・前掲注108，239頁参照。

(ぶ　こうえん　北海道大学大学院法学研究科博士後期課程1年)